

第Ⅱ章

我が国の体育・スポーツ及び
レクリエーション活動中の
事故事例と判例に関する分析及び考察

第1節 我が国の学校における 体育・スポーツ事故の判例とその分析

児童・生徒の健康と安全を守ることは学校教育の基本であり、使命といつても過言ではない。しかし、学校も地域社会と同様に共同生活を営む「場」であるから、様々な活動の中で災難や過ちが起こる可能性がある。しかし、学校をめぐる事故の諸問題も千差万別であり、いわゆる学校事故^(注1)のこれらの問題をすべて予測し事前に解決することは困難なことである。

近年、我が国の国民の権利意識は戦前と比べてはるかに向上し、事故が起きると当事者間の話し合いができない場合には、訴訟で争われるケースが多くみられる。このことは、体育・スポーツ界も同様であり決して例外ではない。また、体育・スポーツ活動での訴訟のほとんどは、損害賠償請求訴訟であるが、その額も年々高額になってきている。

それでは何故、危険があり事故の多い体育・スポーツ活動が法的に認められるのか、学校での体育・スポーツ活動における事故を中心に、特に社会的問題となった事例や最近の判例をできる限り取り上げながら、指導者の法的責任についてここでは述べてみることにする。^(注2)

1. 学校事故による救済の基本的法的観念

学校は教育課程を編成し、それに基づいて児童・生徒の教育活動が行われる。学校の教育計画は何より第一に、児童・生徒の安全を確保する義務がある。また、直接児童・生徒の教育にあたる教師等には、児童・生徒の安全を常に保持する注意義務責任がある。^{(1) (注3)}

ところで、日本体育・学校健康センターの給付は「学校の管理下」に発生した災害に対してなされるが、「学校の管理下」の範囲とは、

- ①法令の規定により、学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。
- ②学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき。
- ③休憩時間中にあるとき。その他校長の指示または承認に基づいて学校にあるとき。
- ④通常の経路及び方法により通学するとき。

以上のとおりであり、従って授業中はもちろんのこと、特別活動中の体育・スポーツ活動による事故もこの中に含まれる。

2. 法的責任判断の根拠（損害賠償を請求するための法的根拠）

生徒は、学校の教育課程に従っていわば強制的に授業を受けることになる。

従って公立学校においては、学校教育が「公権力の行使」に当たる理由とされている。「公権力の行使」には、公立学校教師の教育活動も含まれているのが、現在の一般的考え方とされている。^{(1) (注4)}

一方、私立学校の場合は「在学契約」に基づき、教育が行われるから国家賠償法は適用されず民法が適用される。しかし、近年の判例「日大山形高校体操部員吊輪転落事件」（山形地裁判 S.52.3.30 判時 873 号 p83）からも、校長及び教員は教育活動中、一般に児童・生徒等の身体の安全について生徒等を保護・監督する義務があるとし、その法的根拠を教育基本法・学校教育法におき、その義務は生徒等を親権者等の法定監督義務者に代わって負うものとしているものが多い。⁽¹⁾

1) 国公立学校教師の場合

国家賠償法第 1 条 1 項・2 項の適用

2) 私立学校教師の場合

民法第 709 条・第 715 条 1・3 項の適用

3) 債務不履行責任

民法第 415 条

(1)日大山形高校体操部員吊輪転落事件（山形地裁 S.52. 3.30 判時、前述）

(2)修猷館高校ラグビー部員練習試合負傷事件（福岡地裁 S.62.10.23 ・第 2

審福岡高裁判 H.1.2.27 判時 1320 号 p104) 後述

3. 体育・スポーツ事故と刑事責任

刑事责任とは、行為者の反規範的な人格態度を追求するものであり、道義的責任を問うものである。従ってその処罰は行為者の未遂を含み、故意犯の処罰を原則としている。

犯罪に対する法的効果としての刑罰は、応報と教育を本質としており、現行刑法で認めている刑罰は、死刑・禁錮・罰金・拘留・科料・没収の 7 種類である。また近代刑法では、「罪刑法定主義」^{(2) (注5)} の建て前により、いかなる行為が犯罪となるか予め法律によって規定されていなければならない。これが構成要件であるが、刑事犯罪の基本となるものは、この構成要件に該当する違法かつ有責な行為である。しかるに違法性のない犯罪は存在しない。違法性とは当該行為が全体としての法秩序に反することである。

体育・スポーツ活動中の事故で、刑事责任として問題となるケースは極めて希であり、よほど（故意または重大な過失）のことでない限り、指導者（教師）が刑事责任を追求されることはない。しかし、体育・スポーツ活動上の事故も反社会規範な行為により、他人の権利を侵害する場合は犯罪となり刑事责任が

追求される。例えばプールで水泳の指導中、溺死しようとする生徒がいるとき、これを容易に救助できる教師が傍観し、その生徒が死亡した場合には、救助しなかった教師はその生徒を自らプールに投げ込んで死亡させたと同様の評価を受け、刑法上の責任が追求されることになるであろう。⁽²⁾

4. 故意・過失

1) 刑事上の故意

刑法でいう故意とは、行為者が構成要件に該当する事実を認識し、かつその結果の発生を認容したことにある。しかし、体育・スポーツ事故については、故意に相手を負傷させたり死亡させたりすることは極めて希で、一般的にはそのほとんどが過失によるものである。

2) 刑事上の過失

不注意によって構成要件該当事実を認識しなかったか、または認識したがその結果の発生を認容しなかったかのどちらかである。過失責任の本質的要素は不注意であるが、不注意とは法の要求する注意義務に違反して、意思の緊張努力を欠くことである。

3) 刑事上の未必の故意

行為者が構成要件に該当する事実を、任用するかしないかということであり、即ち、その結果が発生するかも知れないということを知っておりながら、その結果が発生すればしたでよいという認容がある場合には未必の故意が成立する。

(3) (注6)

4) 民事上の故意・過失

故意とは、損害の発生を認識してあえて行為を成す心理状態であり、過失とは、不注意によって損害の発生を認識しない心理状態である。不法行為が成立するには、加害者にこのような故意または過失のあることが原則である。

不法行為の場合、体育・スポーツ活動の事故で問題となるのは、指導者には指導者としての、プレーヤーにはプレーヤーとしての通常必要な注意が基準となり、それを欠けば過失があることになる。体育・スポーツ事故は、特殊な例（債務不履行責任「日大山形高校体操部員吊輪転落事件」「修猷館高校ラグビ一部員練習試合負傷事件」前述）を除けば、そのほとんどがこの不法行為（一般不法行為）責任として扱われている。

判例でも、民事責任では指導者に苛酷なくらいかなり容易に過失を認めているが、刑事责任においてはかなり厳格に判断しているようである。これは、民事責任が被害者救済に重点がおかれ損害の填補が中心となるのに対し、刑事责任では行為者の反規範的な人格態度を追求し刑罰を科することにあるからだと言われている。⁽²⁾

5) 不法行為責任の成立要件（損害賠償責任の要件）

これらの事柄から、不法行為責任の成立要件としては、

①事故の原因が、故意であるか過失であることが成立要件の一つとなる。

②事故が発生しても、権利の侵害がなければ違法性があったとは言えない。

従ってここでは、故意または過失により権利の侵害がなければ、損害賠償責任の要件は発生しない。

③違法性により権利が侵害された場合により、損害賠償の責任が生ずるが、

しかし損害の発生がなければ損害賠償責任の要件は発生しない。

このように、以上の三つの成立要件はそれぞれの間に因果関係があることが条件となるのである。

5. 違法性の阻却

1) 刑事上の違法性の阻却

特別の事情が存するために、構成要件に該当する行為でも違法ではないと判断される場合がある。この特別の事情が違法性の阻却であるが、刑法ではこれについて次の三つを規定している。

(1) 正当行為（刑法第35条）

社会通念上、正当と認められる行為であり、プロのボクサーがボクシングで暴行罪・傷害罪にならないと同様に、学生のボクシングも暴行罪・傷害罪にならない。

(2) 正当防衛（刑法第36条）

突然に違法な攻撃を受け、その侵害から免れるため攻撃者に対する反撃行為は、犯罪の成立を認めることはできない。

(3) 緊急避難（刑法第37条）

法律に規定のない場合でも、その行為が社会生活における常規を逸脱しない限り違法性は阻却される。例えば教育や鍛錬のために行う各種スポーツはこれに該当する。⁽²⁾

2) 民事上の違法性の阻却

民法は正当防衛と緊急避難を違法性の阻却事由としている。しかし、これ以外にも被害者の承諾や正当行為など公序良俗に反しない限り、違法性を阻却している。

(1) 正当行為

法令の規定に基づく正当な行為が違法性を阻却することは勿論のことであるが、教員の懲戒行為も、懲戒権の正当な行使の範囲内では違法性がない。（学校教育法第11条）「水戸第5中学校教師暴行生徒死亡事件」（水戸地裁判S,57,12,15 判時1007号 p133）の民事事件では、体力診断テスト中にふざけ

ていた生徒の頭を、教師が手で軽くたたいたところ、生徒が脳内出血で死亡した事件で、教師の暴行と生徒の脳内出血との因果関係はないとした例がある。

(後述) また、法令に特別の規定がなくても、社会的に是認される範囲内の加害行為であれば違法性は阻却される。例えばルールに則してスポーツをした結果、他のプレーヤーを負傷させてしまったことは勿論のこと、野球選手がホームランを打ったところ、スタンドで観戦していた人の頭に当たって負傷させた場合も違法性を欠く。

(2) 正当防衛（民法第720条第1項）

不法な侵害行為に対する防衛行為は、加害者に対する反撃に限らず第三者に対する加害行為（例えば、暴走してくるスキーヤーを避けようとして、近くにいる他のスキーヤーを突きとばし負傷させた場合など）も違法性を阻却する。但し被害者は最初の不法行為者に対して損害賠償請求権を取得する。

(3) 緊急避難（民法第720条第2項）

他人の物から生じる急迫の危難を避けるため、やむを得ずその物を毀損する行為（例えば、他人の飼い犬に襲われたとき、やむ得ずその犬を殺傷する行為）は、違法性を阻却する。⁽²⁾

(4) 被害者の承諾（危険引き受けの原則）

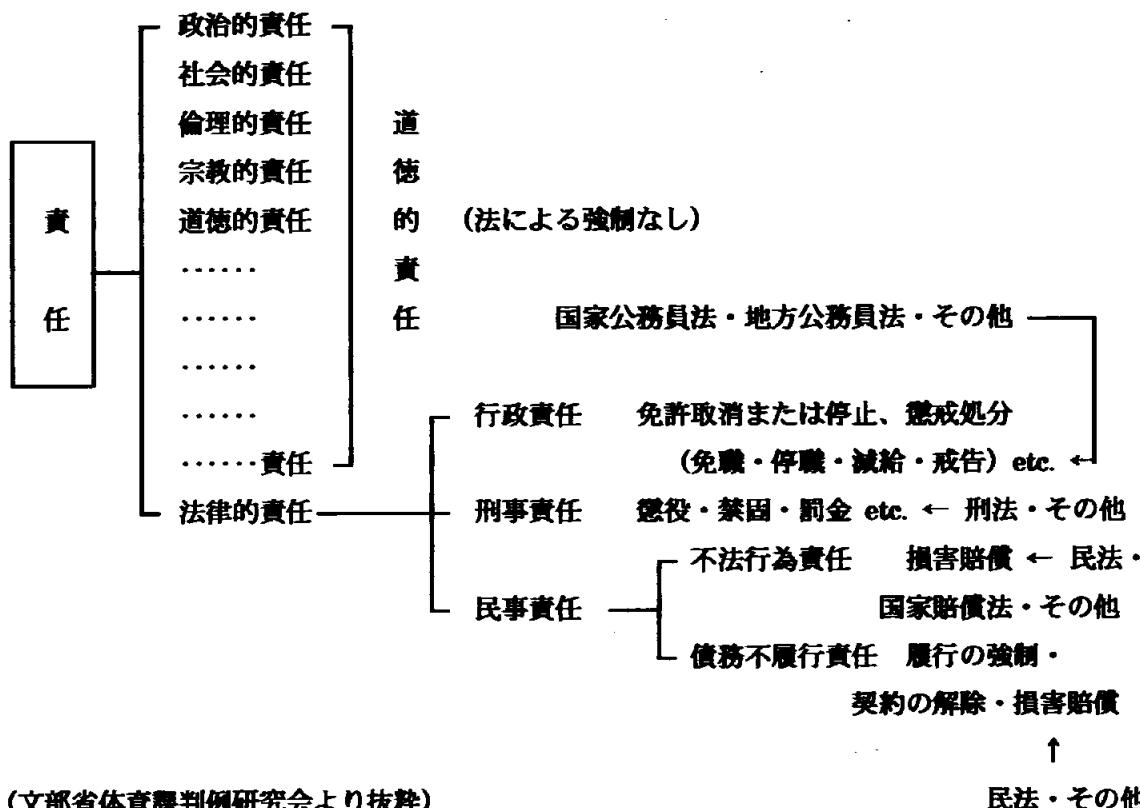
被害者の承諾については、默示による承諾ということが認められるか否かが問題のあるところであるが、「PTAママさんバレーボール負傷事件」（東京地裁判S.45.2.27判時594号p77）の判例からも、この見解を探ることができる。即ち、スポーツの競技中に生じた加害行為は、通常予測され許容された動作に起因するものであるときは、そのスポーツに参加した者全員が、その危険を予め受忍しているものと解するのが一般的であり、この場合、加害者の違法性は阻却されるというものである。

以上のことから、「違法性の阻却」は、指導する教師等の「過失責任」を担保として、体育・スポーツ活動の実践の違法性は阻却されるのである。

3) 教師の法的責任

ここで述べる責任はすべて法律的責任であり道義的責任とは異なる。道義的責任とはその人が責任ある立場にあったとき、例えば政治的立場から非難を受けたり、社会的立場から非難を受けたりした場合に、それぞれ政治的責任や社会的責任と言い、それぞれの非難の受方によって多様の責任はあるが法的強制力はない。しかし、法的責任は非難や責めに対し、国家権力によって強制できるという点で、強い効力を持っているのが特色である。⁽⁴⁾ それら責任の意味と種類について、次に図示しながら解説して述べる。

<責任の意味と種類>



(文部省体育課判例研究会より抜粋)

↑
民法・その他

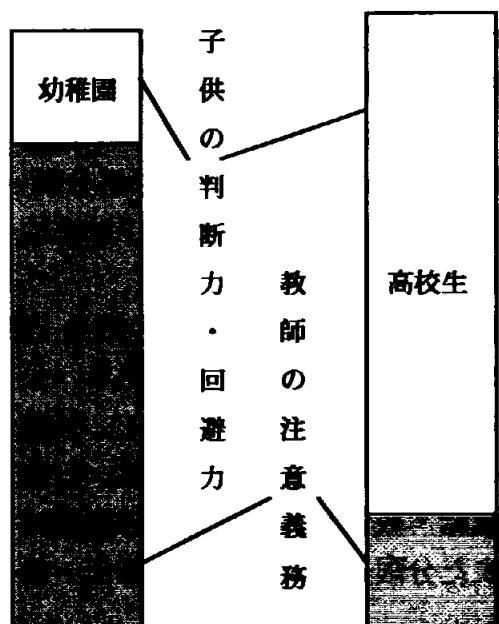
- 1) 民事責任……先にも述べたように、損害賠償責任が生じるか否かの法的責任が生ずる。この行為により他人の権利を侵害した場合には、被害者に対し損害を賠償すべき義務がある。
- 2) 刑事責任……犯罪的責任が生じるか否かの法的責任であるが、およそ体育・スポーツ活動上での刑罰を科すことは極めて少ない。これには違法性の阻却事由もあるが、一般的には、自己過失説・不可抗力説・被害者の予測的同意説（危険引受けの原則）・微罪処分説・損害賠償請求権放棄説等があり、これ以外にも、スポーツは法的規制になじまないとする伝統的な観念もある。⁽²⁾
- 3) 行政責任……主として公務員の場合に適用されるが、行政法上の処分（懲戒処分・分限処分）を行う権限を有する者は任命権者であり、公務員の義務違反に対し任命権者は特別権力関係に基づいて、公務員法上の秩序維持のために一定の制裁を科すことができる。行政の懲戒処分には、免職・停職・減給・戒告があるが処分の軽重は免職が一番重く順次軽くなる。また分限処分にも降給・降任・休職または免職されることもある。

6. 未成年者の責任能力

子どもの責任能力年齢は、実際のところその者の具体的な事情を勘案して、最終的には裁判所が決定するのであって一定の基準がある訳ではないが、中学生が帰校途中に牛乳の空き瓶を護岸に投げつけたところ、その破片が近くで遊んでいた幼児の眼に刺さり傷害を負わせた「中学生空き瓶投げ負傷事件」（宇都宮地裁判 S.45.3.19 判時 612 号 P73）では、「加害中学生は 13 歳 4 ヶ月であり、責任能力がある。」とした判決からも、大体満 13 歳あたりから認定できるのではないかと思われる。従って指導者である教師は年齢が低くなるにつれ、子ども達への注意義務は詳細なところまでおよぶ。⁽¹⁾

例えば、突然、園舎内にいた園児がとび出し、綱引きに加わった「三郷幼稚園綱引き練習中園児指切断事件」（大阪地裁判 S.48. 6.27 判時 727 号 P65）では、「幼い園児については、どのような突発的事故が起こるか知れない所以あるから、担当教員には、綱引きの双方の状況をよく監視すべき義務があった。」とした判決や、小学校 4 年生の児童が、体育館の控室から鉄ばしごを登り天井裏に入って落下し死亡した事件で、「児童が天井裏に入ることができないような措置を講じておくべきであった。」として学校側の過失を認めた「富田小学校体育館児童墜落死事件」（大阪地裁判 S.51.2.27 判時 827 号 P85）は、児童の危険についての判断能力が低いことに照らした判決であったと思われる。⁽¹⁾

＜注意義務の範囲・程度＞



※ 図は、幼稚園の園児と高校生に対しての、教師の注意義務の程度を示したものである。

園児は判断力、回避力が低いので教師の注意義務は高くなるが、園児の活動は比較的低いので、危険性を伴う教育活動の範囲は広くない。反面、高校生の場合には危険判断や回避能力が高いので、教師の注意義務は穏やかであるが、教育活動そのものの分野が広くなり、危険発生の場が多くなる。

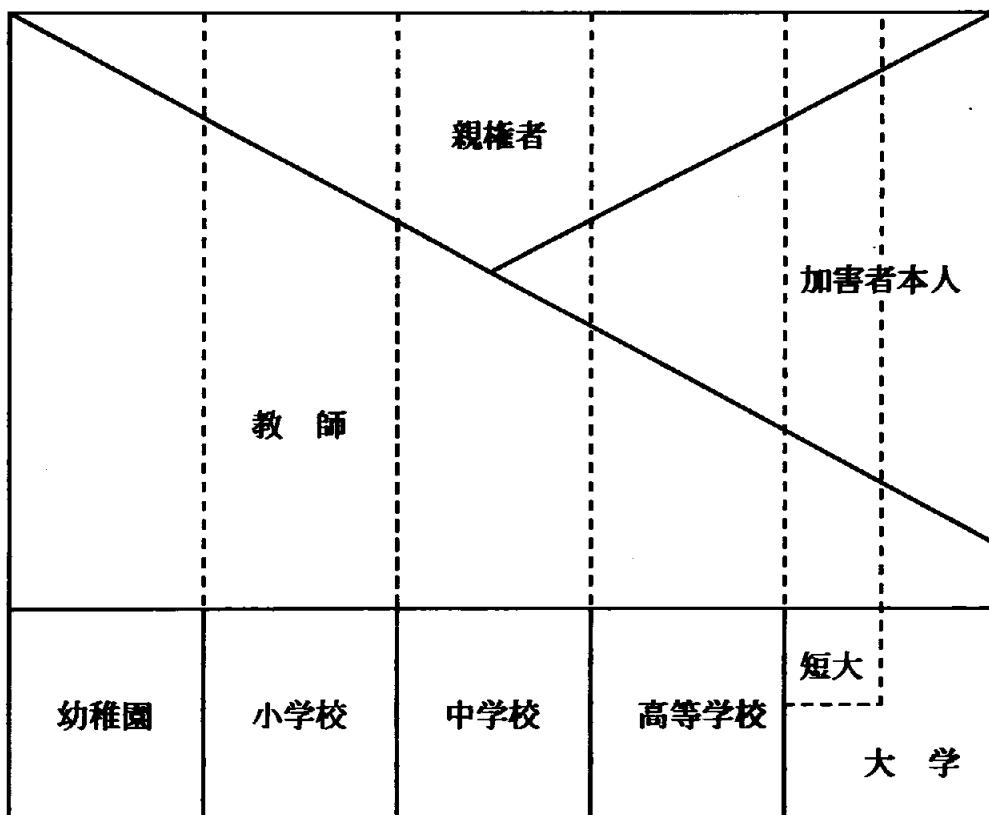
（「学校事故の法律相談」学陽書房 p.70 より抜粋）

7. 教師の責任と親権者の責任

学校教育（義務教育）においては、親権者等は子どもを学校で教育を受けさせなければならない義務（学校教育法第22条）を負うが、学校側の義務は親権者等の法定監督義務者に代わり代理監督として「保護監督」または「注意義務」を負うことになる。しかしこの責任は親権者のそれとは異なり、学校教育活動及びこれと密接不離の関係にある生活関係に限られている。従って学校管理下で起こった事故については、学校側が責任を負うことになるが、すべてが学校側に責任がある訳ではない。

図は学校事故に対しての学校と加害者本人と親権者の責任関係を表したものであるが、年齢が高くなるにつれ責任は加害者本人にかかるてくる。⁽¹⁾

＜教師・親権者・加害者本人の関係＞



（注：図は木宮高彦他共著「学校事故法律相談」学陽書房
S. 56, 12, 1 p.104 に若干の手を加えたものである。）

なお、禁治産者・準禁治産者等いわゆる責任無能力者は、親権者の保護監督義務が大きく、心身耗弱者の場合も同様である。また、理事弁護能力においても個人差や裁判所の判断もあるが、本人の責任能力がなくても、かなり低い年齢（約5～6歳程度）まで認められていると思われる。

例えば、加害園児（6歳男子）が運動場に落ちていた板切れを投げつけたため、付近で遊んでいた園児（3歳男子）の右眼に当たり、右眼球打撲・外傷性白内障・網膜振盪の傷害を受けた「保育園要保護児童乱暴事件」（和歌山地裁判 S.48.8.10 判時 721 号 p83）では、「小学校あるいは中学校において、学校教育活動およびこれと密接不離の関係にある生活関係に限定される監督義務の範囲とは、弁護能力を欠く園児の監護、教育等に関しては、広狭自ら異なるといわなければならない。」とした判決は、保育園にやや苛酷とも思われるが被害者救済の観点からしてはやむを得ないところでもある。しかし、加害園児の両親にも法廷監督義務者として保育園と同額の50万円の慰謝料の支払いを命じた。⁽¹⁾

民法709条は、不法行為が成立するには行為者の故意または過失を必要としている。このとき責任能力がある者の場合にはその者に民法712条が適用され、損害賠償の責任が負わされることになるが、未成年者で責任能力の無い者でも、この者を監督すべき法定の親権者や、またはこれに変わる法定の義務者がその者に代わり、民法712条が適用され、損害賠償の責に任ずることになる。このような現状を親権者はまず理解する必要がある。

8. 日本体育・学校健康センターによる事故障害の現状

学校体育はスポーツを介して教育を行うことが多く、他の教科と比べ非常に事故が多い。日本体育・学校健康センターの学校事故による統計報告書によれば、昭和53年度は83万件であったものが、昭和56年度は92万7千件、昭和58年度は100万6千件、昭和60年度は108万6千件と年々の増加傾向を示している。そして平成4年度（平成6年版）でも1,549,740万件の災害給付がなされており、なお増加傾向は止まっていることが示されている。この事故の中でも8～9割が保健体育で起こっている事故といわれ、部活動中の場合そのほとんどが体育・スポーツ活動中で起きているといわれている。^(注7)

また、この事故発生では野球・ソフトボール・サッカー・バスケットボール・柔道・器械体操・陸上競技・水泳等、比較的部活動として多くの学校で設置されている種目に多く、事故の中には訴訟となるものも含まれているものと思われる。従ってここでは日本体育・学校健康センターの報告（平成6年版）をもとに、どのような種目にどのような事故が発生したのか、資料として抽出（障害10級以上を抽出）した。なお疾病による死亡は主なものを抽出した。

= 体育教科時の死亡 =

<体操>

- ・ 跳び箱で跳ぶのに失敗し、腹部を強打(高3女、死-内臓損傷)

<水泳>

- ・ プールで水泳中 20m付近で溺れる(小6男、死-溺死)
- ・ プールで 25m 完泳後、ふらふらの状態で倒れる(中2男、死-溺死)
- ・ プールで 40m を泳いだところで溺れる(高3男、死-溺死)

<準備運動>

- ・ 雲ていの鉄棒に首が引っ掛けられ頸部を強打(小6女、死-頸髄損傷による心停止)

<学校行事>

- ・ 臨海学校の遠泳で 800m付近で溺る(中1男、死-溺死)※9日後に死亡

= 部活動時の死亡 =

<ラグビー>

- ・ 公式試合中、相手選手と衝突(高2男、死-急性硬膜下血腫)※6日後に死亡

<柔道>

- ・ 前回りの受け身を行っている途中に頭痛(中1男、死-硬膜下出血)※9日後に死亡
- ・ 一本背負いを掛けられ、受け身で側頭部を強打(高1男、死-急性硬膜下血腫)※2日後に死亡
- ・ 大外刈りを掛けられ、受け身で後頭部を強打(高1男、死-呼吸不全)※54日後に死亡
- ・ 準備運動後、乱取りで気分不良でおう吐、その後意識不明(高2男、死-急性硬膜下血腫)
※11日後に死亡

<ボクシング>

- ・ 公式試合の打ち合いで、3ラウンド、レフリーストップで自コナーに戻ったとき膝から崩れる(高2男、死-急性硬膜下血腫)※14日後に死亡

<陸上競技>

- ・ スタートゲッчуの順番待ちをしていたところ、バマー投げのハンマーが、防護ネットを越えて後頭部を強打
(高2男、死-脳挫傷・頭蓋骨骨折)

<登山>

- ・ ルート上の滝上部で足を滑らせ滝壺へ転落(高1男、死-溺死)

= 突然死 =

<サッカー>

- ・ ライサッカの試合中、腹痛を訴え放課後になって、顔面蒼白、気分不良、昏睡状態(小4女、死-血胸、原因；急性大動脈解離)
- ・ サッカの試合中、突然倒れる(中3男、死-急性心不全)
- ・ サッカの試合中、突然倒れ気分不良、吐き気を訴える(高1男、死-脳内出血、脳室内出

血)14日後に死亡

- ・サッカーボーク活動中、突然倒れ脈も呼吸も停止していたので、心臓マッサージを行ったところ、息を吹き返したが2日後に死亡(中1男、死-心筋炎)
- ・球技大会の試合に15分間出場した後、7~8名でボールを蹴りあってはいたが突然倒れた(高2男、死-推定急性心不全)

<ラグビー>

- ・ラグビー部の練習試合を行ったが、ミーティング中に苦しいと訴えて倒れる(高1男、死-急性硬膜下血腫)

<ソフトボール>

- ・ソフトボール大会の練習中、打席に入ったところ「頭が痛い」と言発し倒れた(中3女、死-心不全(期外収縮))※中学1年生の心電図・貧血検査は異常なし

<バスケットボール>

- ・バスケットボールの試合で観戦中、突然仰向けに倒れる(小6女、死-心不全、原因:心室性期外収縮)※小学校入学時より心臓疾患あり
- ・町内バスケットボール大会(学校行事)に出場、呼吸が苦しそうだったので救急車で病院に移送(小6女、死-脳出血・急性肺水腫)
- ・部活動の練習中に倒れ、救急車で移送(中1男、死-脳浮腫、原因:多臓器不全・DIC・急性ミオグロビン血症)
- ・3歳のとき川崎病と診断され、中学入学時から心臓管理指導に基づき生活していたので、校内球技大会に担任からは出場できないと指示されていたが、この大会に出場、その時は何の変化もなかったが、他の応援をしていて倒れた(中2女、死-急性心筋梗塞)
- ・部活動中、練習試合を行っているとき、突然四つんばいになって倒れる(高3男、死-急性心不全)

<バレーボール>

- ・公式試合に出場、試合開始10~15後突然座り込むようにして倒れる(中3女、死-急性心不全)
- ・体育館で基本練習・練習試合を行い、3人レシーブが終わってところで、前屈みになり尻もちを突くように倒れた(高2男、死-急性心不全)

<テニス>

- ・コートでアップを兼ねて乱打、試合形式の練習を行っているとき頭痛を訴える。当日は暑く脳貧血と思われた(中2女、死-脳室内出血、原因:脳動静脈奇形)

<柔道>

- ・午前中の練習を終え、水飲み場で水を飲み、洗顔して格技場へ戻ろうとしたとき体がふらつきうずくまつた(高2男、死-急性循環不全)

<水泳>

- ・準備運動後、水慣れを行いプールの中で集合させたところ、コールドに背もたれして目をつぶって硬直(中2男、死-急性心不全、心筋症疑)
- ・プールで泳力テストを実施、19m付近で立ってしまい、教師の言葉にうなずきながら1~2歩歩き帽子を取った。水面からは顔と手は出ていたが、立った状態でけいれんを起こす(高2女、死-急性心不全)
- ・補充授業で準備運動後、平泳ぎで50m完泳直後、身体に異常が発生(高1女、死-急性心不全)

<陸上競技>

- ・200m走で倒れる(小3男、死-冠不全、原因:冠動脈硬化症)
- ・準備運動で200m走った後、3000mのタスキマイルを実施したが、歩くような速さで160m付近で前方に倒れる(中3男、死-急性心不全、原因:両大血管右室起始症術後)
※4歳時ババ入手術
- ・準備運動を兼ねサキットレーニングコース(1周300m)を使って、トレーニングを行ったが、3週半して倒れる(高2男、死-不明(突然死))
- ・マラソン大会に備え、持久走(3.6km)を行ったが、約2.5km付近で座り込んだ(高2男、死-急性心不全)
- ・体育館内でバレーボールコートを3周ジョギングしたところで整列したとき、突然倒れた(高2男、死-急性心不全)
- ・体力測定で1500m走ったが、1000m付近で突然倒れる(高2男、死-杞憂性心不全)
- ・運動能力テストで50m走の測定後、1500mの開始後500m走ったところでうつ伏せに倒れる(高2男、死-急性心不全)
- ・バーチャルの持久走(1000m)を測定中、900m付近でうつ伏せに倒れる(高2女、死-心室細動)
- ・「朝の運動(ランニング)」(学校行事)を健康観察後、準備運動を行い開始したが、160m付近で突然うずくまって倒れた(症1男、死-急性心不全)
- ・テニス部活動時、10分間の乱打終了後、毎日行ってきた校内持久走大会に備え、3000mのランニングを実施したが、残り150m地点で走るのをやめ倒れた(中2男、死-大動脈破裂、手術の所見:下行大動脈破裂)
- ・校内体育大会で400×200mリレーに出場、全力で走り中腰で競技の行方を見ていたが、うずくまるようにして倒れ意識不明となった(高1男、死-急性心不全)
- ・校内マラソン大会(15km)で、ゴール手前100m地点で突然倒れた(高1男、死-急性心不全)
- ・駅伝地区予選会に出場し、1350m地点でうずくまった(高2男、死-低酸素脳症、原因:急性心不全)
- ・校内陸上競技大会の100m走に出場、ゴールした後、突然倒れた(高2女、死-突然死)
- ・陸上部活動で200m走の練習中、突然倒れた(高2女、死-急性呼吸不全、原因:けい

れん発作)

<準備運動・補強運動>

- ・野球部活動時の準備運動で、グラウンド2周終了直前、突然座り込み倒れ、意識不明(小4男、死-急性心不全)
- ・バスケットボール部の仮入部で、ジョギングを20~30m走り出したところ、腹痛を訴え歩き出し倒れる(中1女、死-急性肺水腫)
- ・バスケットボール部活動で、3000mのランニングの際に2000m程走り倒れる(中2男、死-急性心不全(推定))
- ・卓球部活動時、1800m程走った後、水を飲んだあとうずくまるように倒れる(中2女、死-急性心不全、原因:冠動脈狹さく)
- ・ラグビー部活動で当日は雨天だったので、階段と廊下でジョギング程度のランニングを行ったが、5分後に倒れた(高1男、急性心不全)
- ・バスケットボール部活動で、コートを10周するインターバルトレーニングを行ったが、走り終わった後、意識不明(高1女、死-急性心不全)
- ・野球部活動で持久走コース(9.7km)を走っていて、5km程走ったところで突然倒れる(高2男、死-急性心不全)
- ・野球部活動で廊下を約1kmゆっくり走り、柔軟運動を行い補助倒立をしてバランスを失い倒れ動かなくなった(高2男、死-突発性心不全(司法解剖による))

= 体育教科時の障害 =

<サッカー>

- ・試合中、相手の蹴ったボールが顔面に当たった(中3男、障-視力10級)
- ・試合中、自分の蹴ったボールが相手に当たって跳ね返り、左顎部に当る(中3男、障-視力10級)

<ラグビー>

- ・試合中、トライボールに足をとられ側の壁の排水口のパイに衝突(高1男、障-そしゃく機能9級)

<バスケットボール>

- ・ボールを保持し攻撃中、防御していたティフェンスの右手指が、左眼に衝突(中3男、障-8級)
- ・シュートの練習中、他の人がシュートしたボールが右眼に衝突(高1男、障-8級)

<器械運動>

- ・校庭の鉄棒で前方足裏支持回転中、失敗して落下(中1男、障-腹部8級)
- ・体育館で馬跳び中、足を引っかけて転倒、左大腿骨を骨折(中2女、障-下肢10級)
- ・鞍馬のテスト中、鞍馬もろとも倒れた際、鞍馬が顔面に当たった(高2男、障-醜状、そしゃく、言語、鼻機能障害9級)

<水泳>

- ・夏季休業中の課外授業で、逆飛び込みでプール底に激突(中3男、障-神経1級)
- ・飛び込み練習中、頭から垂直に入水(中3男、障-神経1級)

- ・夏季休業中の課外授業で、しゃべりながら前をよく見ず飛び込み、プール底に右前額部を強打(中3男、障-脊柱6級)
- ・スタートの際、頭から垂直に垂直状態に入水しプール底に頭を激突(高2男、障-神経7級)
- ・飛び込み技術の説明後、異常な入水をし後頭部をプール底に激突(高2女、障-神経1級)
- ・スタート台から飛び込んだ際、頭部を強打し四肢が麻痺(高3男、障-神経1級)

<その他>

- ・体育館で肋木を使用したトレーニングで、足首が肋木の間に挟まり落下(小4男、障-下肢10級)
- ・補強運動として2人縦列にした馬を飛び越える際、足が触れ前のめりになって落下(高3男、障-神経級)

= 部活動時の障害 =

<野球・ソフトボール>

- ・バッティングしたボールが右眼に当たる(高1男、障-視力9級)
- ・バッティングしたボールが左眼に当たる(高1男、障-視力10級)
- ・ソフトボール部活動時、男子のノックした打球が左眼に当たる(小5女、障-視力9級)
- ・ファウルチップしたボールがキャッチャーの顔面を直撃(高1男、障-視力10級)
- ・フリーバッティングの際、自打球が右眼に当たる(中2男、障-視力9級)
- ・ファウルチップした自打球が右眼に当たる(中2男、障-視力10級)
- ・バットをかすめたボールが右眼を直撃(高1男、障-視力8級)
- ・フリーバッティングの際、自打球が右眼に当たる(高1男、障-視力10級)
- ・ソフトボールの練習中、上級生のフリーバッティングを見ていたとき、ファウルチップしたボールが左眼に当たる(中2女、障-視力8級)
- ・2人1組のバッティングでトスしていた際、タイミングが合わず、グリップ上部で打った打球が右眼に当たる(高1男、障-視力8級)
- ・マネージャーとして打撃練習中のピッチングマシンにボールを入れていた際、打球が防護ネットのすき間から入って目を直撃(高1女、障-視力8級)
- ・ピッチングマシンの操作中、打球がマシンの通過穴を通過して右眼を直撃(高2男、障-視力8級)
- ・バッティング練習の補助をしていた際、他組の打球が飛んできて右後頭部を直撃(高2男、障-神経9級)
- ・2か所に分かれてのバッティングで打球を追って行ったところ、他組の打球が飛んできて右眼を直撃(高2男、障-視力10級)
- ・投手として練習中、打球が防球ネットのパイに当たって跳ね、右眼に当たる。(高2男、障-視力10級)
- ・ソフトボールでキャッチボールをしていた際、ボールを捕り損ねて左眼に当たる(中1女、障-視力8級)
- ・野球で捕手として練習中、捕球のタイミングが合わず、ボールが親指に当たる(高1男、障-手指10級)

- ・野球のキャッチボール中、隣の組の投げたボールがそれたのに気づかず、ボールが左眼を直撃(高2男、障-視力10級)
- ・野球で投球したボールがそれ、リバウンドしたボールが左眼にあたる(中1男、障-視力8級)
- ・野球のノック練習中、捕手の後ろでボール拾いをしていたところ、捕手への返球が暴投となり右眼にあたる(中1男、障-視力10級)
- ・リフトボールで、バッホームのボールがそれで左眼を直撃(高1女、障-視力8級)
- ・リフトボールでランナーとして練習中、三塁と本塁間に挟まれた際、振り向いた拍子にボールの送球が右眼に当たる(高1男、障-視力9級)
- ・リフトボールの試合中、一塁でアウトになったため、アンパンの後ろを通って三塁側へ向かう途中、サクル内で素振りしていた金属バットが顔面を直撃(高1男、障-視力8級)
- ・野球でキャッチャーの送球を捕ろうとした際、ランナーと衝突(高1男、障-腹部8級)
- ・自主練習でドムチュアを腰に掛け2人で互いに引っ張り合う補強運動の際に、チュアが途中から切れ跳ね返り右眼を直撃(高2男、障-視力8級)

<サッカー>

- ・試合中にゴールキーパーがシュートしたボールを取ろうとしたとき、相手の蹴った後ろ足が後頭部に当たる(中2男、障-神経3級)
- ・試合中にペイントしようとしたとき、同時にボールを蹴ろうとした相手選手の足が右後頭部に当たる(高1男、障-聴力9級)
- ・試合中にダビングシュートをしようとしたとき、これを外すしようとしたディフェンスの足が腹部に当たる(高3男、障-腹部8級)
- ・試合中、ゴールキーパーがボールを取ろうとして倒れ込んだところへ、敵味方3名の選手が交錯し、転倒ってきて腹部を強打(高3男、障-腹部8級)
- ・練習試合中に相手選手の蹴ったボールが左眼を直撃(中1男、障-視力9級)
- ・練習試合中に相手の蹴ったボールが左顔面に当たる(中1男、障-視力10級)
- ・自分の蹴ったボールが相手に当たって跳ね返り、顔面に当たる(中3男、障-視力10級)
- ・練習試合中、蹴ったボールが近くの選手に当たり、跳ね返ったボールが左眼に当たる(中2男、障-視力8級)

<ラグビー>

- ・他校の運動場で試合中、相手選手の膝が左脇腹に当たる(高3男、障-腹部8級)
- ・運動場でゲーム中、タックルされて地面で頭を強打(高2男、障-神経1級)
- ・他校と練習試合中、タックルにいったところ転倒し右前頭部をグローブに強打(中2男、障-神経1級)
- ・練習試合中、スクムが崩れ下敷きになった(高1男、障-神経1級)
- ・練習試合中、スクムが崩れ転倒し、頸椎を骨折(高1男、障-神経1級)
- ・練習試合で、ラインアウトのボールを捕ろうとジャンプした際、味方選手と激突、後頭部から転倒(高2男、障-神経1級)

<バレーボール>

- ・二人でバレーボールの支柱をコートに組み立てようとしたが、支柱の重さに耐え切れず、支柱の上半分を滑り落とした際、下半分を持っていた生徒の指が支柱口のはめ込み部分に挟む(高1女、障-手指10級)

<テニス>

- ・5人でローテを引きコートを整備中、前方のコンクリート壁に気づくのが遅れ逃げ切れず、壁とローテの間に挟まれた(中2男、障-腹部7級)

<バドミントン>

- ・ダブルスの練習で、パートナーの振り上げたカットが顔面を強打(高1男、障-視力8級)

<卓 球>

- ・活動終了時、後片付けのとき卓球台が突然倒れそのまま下敷きになる(小4男、障-神経7級)

<柔 道>

- ・乱取り練習中、相手に技をかけられ、相手と重なって背中から転んだ(中1男、障-神経3級)
- ・試合中、相手に脇落としの技をかけられ、尻もちをついてから頭を打った(高1男、障-神経1級)
- ・寝技の練習中、逃れようと立ち上がりかけたが、右膝が中側に入ったまま倒れた(高2男、障-下肢7級)
- ・乱取り練習中、大外刈りの技をかけられ、受け身に失敗し後頭部を強打(高1男、障-神経5級)
- ・乱取り練習中、相手に体を預けられ、相手と重なって転倒(高3男、障-腹部8級)

<ボクシング>

- ・ヘッドギヤ・マウスピースを着用してボクシングをしたが、頭痛がおこり意識喪失(高1男、障-神経1級)

<弓 道>

- ・看的役が、部員の射た矢が防護柵に当たって跳ね返り、左眼部に当たる(高1男、障-視力10級)

<器械体操>

- ・跳び箱上から側方宙返りの練習中、セーフティマット上に着地したとき、バランスを崩し、左膝をねじる(高2女、障-下肢10級)
- ・跳馬の競技中、前方宙返り降りをした際、着手不十分でためらったため頭からマットに突っ込み頸椎を損傷(高2男、障-神経1級)
- ・跳馬で前転宙返り降りの練習中、回転不足となりバー・マット上に頭から落下(高3女、障-神経1級)
- ・段違い平行棒で「はいり」(低い棒を飛び越えて高い棒に移る)の練習中、開脚した脚

の足首が低い棒を越えきらず、前のめりにマット上に落下(高2女、障-神経1級)

<陸上競技>

- ・ アップ流しの200m走を終えて、ゲート中央部に立ち止まつたところへ、他の部員が投げた槍が飛んできて左前額部に当たる(高3男、障-神経1級)

<水泳>

- ・ 小走りに走って逆飛び込みをした際、プール底に両手首と後頭部を強打(中1男、障-神経5級)
- ・ 飛び込みの練習中、プール底に頭部を強打(中2女、障-神経1級)

<スキー>

- ・ スキー大会の回転競技でバランスを崩し、フェンスに激突し腹部を強打(中3男、障-腹部8級)
- ・ 溝のあるゲレンデでバランスを崩して前に転倒し、自分のスキーの先端が右眼に当たる(高3男、障-視力8級)

= 学校行事時の事故 =

<騎馬戦>

- ・ 体育大会予行で騎馬戦の練習中、相手騎馬と衝突し、2~3人がその上に倒れ込み首を損傷(高2男、障-神経1級)

<組体操>

- ・ 体育大会の学年練習中、2段目と3段目が崩れ落ち腹部を強打(中3男、障-腹部8級)

<リレー>

- ・ おんぶリレーの競技中、人を背負ったまま前方へ倒れた(中2女、障-神経5級)

<スキー>

- ・ 全校スキー訓練中、スキーを踏まれ転倒した際、相手のスキーの先端が左眼を強打(中3男、障-視力6級)

= 休憩時間の事故 =

- ・ 休憩時間に高鉄棒から手が滑って落下、左前腕骨を骨折(小2女、障-上肢8級)
- ・ 放課後、高鉄棒で体を大きく振って飛んだ際、砂場へ落下して右肘を負傷(小4男、障-手指5級)
- ・ 休憩時間に鉄棒上に立って手を離したとき、足を滑らせ鉄棒で腹部を強打(小4男、障-腹部8級)
- ・ 保育中、園児が園庭のアラシコから落下して左手首・左上腕骨を骨折、手術のため全身麻酔をした際、発作が生じ植物状態となる(保6男、障-神経1級)
- ・ 保育中、園児が園庭でアラシコの立ち乗りをして落ち、下のレバガに額を強打(保6女、障-醜状7級)
- ・ 昼休みにシーリーより転落し、腹部を負傷(小1女、障-腹部8級)

- ・休憩時間に雲梯より手が滑って落下し右腕を負傷(小2女, 障-醜状7級)
- ・昼休みにジャングルジムの上から足を滑らせ落下し右脇腹を横棒で強打(小5男, 障-腹部8級)
- ・自由遊び時間中に遊戯室の跳び箱より落ち胸腹部を打撲し、脊髄損傷(保5男, 傷害1級)
- ・始業前、横倒しに置いてあったサッカーゴールのパイプの上に乗って、足を滑らせ左脇腹を強打(小5女, 障-腹部8級)
- ・放課後、栗の実をボールがわりにサッカーを行い転倒(小2男, 障-神経9級)
- ・休憩時間中、2人でサッカーボールを蹴りあっていたとき、運動場の端にあった低鉄棒に激突(小6男, 障-神経9級)
- ・放課後、無断でノールに入り泳いだり飛び込みをしていたが、両手を両脇に添える形で頭から飛び込み頸椎を骨折(高1男, 障-神経1級)
- ・保育中、遊動円木に乗って男児に揺すってもらっているうち転落、振り返しの遊動円木の先端が顔面、頭部を強打(保4女, 障-醜状7級)
- ・始業前、サッカーで遊んでいたとき、アラシの鉄台が左眼下に当たり負傷(小2男, 障-視力8級)
- ・休憩時間中、友人がふざけてアロスの延髄蹴りをしたところ、頭部損傷・頸髄挫傷で入院(小2男, 障-神経5級)
- ・HR終了後、ズキン部の筋力トレーニング用の自転車チューブを握り、野球の投球フォームで強く引いたところ、チューブが切れ右眼を直撃(中2男, 障-視力8級)
- ・ゆとりの時間中、ソフトボールを観戦していたところ、素振りしていた児童のバットが頭部を強打(小1女, 障-聴力9級)
- ・野球部活動が始まる前、バレーボールでサッカー遊びをしていたところ、ボールが左眼に当たり負傷(小6男, 障-視力10級)
- ・授業終了後、バレーボールを蹴ったところ、ボールが友人に当たって跳ね返り、本人の左眼に当たる(中3男, 障-視力8級)
- ・休憩時間中、サッカーをして遊んでいた際、ボールが右眼部を直撃(中3男, 障-視力10級)
- ・休憩時間中、金属棒とゴムボールを使用して野球をしていたところ、金属棒が抜けて飛び、生徒の顔面にあたり負傷(中3男, 障-視力8級)
- ・放課後、体育館で剣道部と卓球部の生徒が竹刀でビンポン玉を打って遊んでいたところ、竹刀が手から外れ本生徒の眼鏡に当たり、眼鏡の破片が左目に刺さり負傷(中1男, 障-視力8級)
- ・昼休みアスレチックで遊んでいる際、激しく揺らしたとき台と支柱の間に指を挟む(小5女, 障-手指10級)

以上のように体育・スポーツ関係による事故災害は多く、これらのことから次のことが考えられる。

(1) 種目による主な障害

種 目		主 な 障 害
陸上競技	短 距 離 走	肉離れ・アキレス腱痛・扁平足痛・脛骨過労性骨髓炎・足関節捻挫・オスグートシュラッテル氏病 ⁽⁵⁾ (註) ⁽⁶⁾ 膝関節痛・腸骨前上棘骨折・足背部痛・足背部痛・その他
	長 距 離 走	扁平足痛・膝関節痛・脛骨過労性骨髓炎・足関節痛・アキレス腱痛・その他
	跳 躍	足関節捻挫・膝蓋骨骨折・距骨骨折・肉離れ・腰痛・扁平足痛・アキレス腱断裂・頸髄損傷・スパイク傷害・その他
	ハ 一 ド ル	腰痛・アキレス腱断裂・打撲・スパイク傷害・その他
	棒 高 跳	足関節捻挫・膝関節捻挫・下腿骨骨折・その他
	投 捣	槍投肘・肩関節痛・その他
体操・器械運動	徒 手 体 操	桡骨骨折・下腿骨骨折・肋骨骨折・胸部挫傷・鎖骨骨折・足関節捻挫・腕関節捻挫・腰部打撲・鼻出血・その他
	鉄 棒	蹴上り骨折・前腕骨折・手関節挫傷・その他
	吊輪・平行棒・鞍馬・平均台・跳馬等	オスグートシュラッテル氏病・第1趾種子骨骨折・下腿骨骨折・上腕骨踝上骨折・鎖骨骨折・肘関節脱臼・肩胛骨関節脱臼・肘関節挫傷・胸部挫傷・膝関節挫傷・足関節捻挫・手腕関節捻挫・腰痛・腰部打撲・手腕関節打撲・足部打撲・その他
ス キ	滑 走	膝挫傷・膝関節捻挫・足関節捻挫・下腿挫傷創・大腿骨骨折・腓骨骨折・尾骶骨骨折・肩関節脱臼・その他
	跳 躍	腓骨骨折・肩関節脱臼・上腕骨踝上骨折・その他

	盜 墓	足関節捻挫・肉離れ・その他
野 球・ソフトボーラー	タッチ	尺骨茎突起骨折・その他
	投 球	上腕骨骨折（投球骨折）・肘関節痛・肩部痛・その他
	捕 球	突き指・手掌裂傷・その他
	衝突・顛倒	肘関節捻挫・下腿骨折・鎖骨骨折・その他
	死 球	脳浸透・その他
	そ の 他	腰痛・膝関節挫傷・膝内障・その他
テニス		手関節痛・肩関節脱臼・肘関節脱臼・アキレス腱断裂・大腿筋肉離れ・足関節捻挫・足部挫傷創・腰痛・テニス肘・その他
スケート	転 倒 (他人の靴を含む)	足関節捻挫・手関節打撲・突き指・橈骨骨折・下腿骨折・下脛骨折・脳浸透・挫創傷（手部・頭部・顔部・大腿・下腿）・その他
ボート		脊椎側弯症・腰痛・指掌面の「まめ」・その他
水泳	跳 込	頸椎骨折・頸椎脱臼・頸部挫傷・腰痛・その他
	競 泳	大腿部過労性疼痛・その他
相撲		鎖骨骨折・肋骨骨折・上腕骨骨折・下腿骨骨折・肘部挫傷・胸部挫傷・その他
	突 張 り	突き指・その他

	相手の頭より	顔面受傷・その他
柔道	足払い	足関節捻挫・その他
	受け身	鎖骨骨折・捻挫（指・手腕関節・肘関節・肩関節・膝関節）・胸部打撲傷・その他
	その他	肋骨骨節・胸部挫傷・肩部挫傷・肘部挫傷・下腿骨折・その他
ボクシング	手	指関節部打撲傷・指関節部脱臼・拳骨骨折・その他
	打たれる個所	顔面裂創・外耳血腫・肋骨骨折・下頸骨折・鼻骨骨折・その他
バレーボール	ボールにより	突き指・その他
	その他	擦創・打撲傷・挫傷（手腕関節・膝関節）・足関節捻挫・腰痛・その他
サッカーボットル	ボールにより	突き指・その他
	ジャンプ	アキレス腱断裂・その他
	その他	捻挫（手腕関節・足関節・膝関節）・腰痛・顔面裂創・足関節打撲傷・その他
ラグビーブラック	タックル	骨折（鎖骨・上腕骨・橈、尺骨）・捻挫（足関節・膝関節）・大腿部打撲傷・肩部挫傷・脳浸透・その他
	スクランブル	骨折（頸骨・肋骨・下腿骨）・挫傷（肩甲部・大腿部）・打撲傷（腰部・胸部・臀部）・脳浸透・その他
サッカーフィールド	衝突	捻挫（足関節・膝関節）・打撲傷（膝関節・頭部・胸部・腰部）・その他
	ボールにより	突き指（ゴールキーパー）・足関節捻挫・その他

	キック	打撲傷（下腿足関節部・膝関節部）・足関節捻挫・その他
自転車	落車・転倒	骨折（鎖骨・下腿骨）・脱臼（肩鎖関節・肩関節）・脳 浸透・口唇傷・歯牙損傷・その他

(「運動傷害とその処置」杏林書店 小松日出男著 S.42 p17より一部抜粋)

そこで次にどのような場合に事故は起こるのか、種目ごとに主となる原因を述べてみる。

(2) 障害事故の主たる原因

種目	主となる原因
陸上競技	(1) 準備運動不足による活動 (2) 短距離走でウォーミングアップをしないで、スピードをあげる (3) 疾走中グラウンドの障害物（小石や凹凸面等）につまずく (4) 投擲競技（砲丸・円盤・槍投げ）で急に投げる (5) 投擲競技で状況（時間・場所・天候等）を無視して投げる (6) 砂場の管理が不十分 (7) その他
体操・器械運動	(1) 基礎的技術の未熟 (2) 踏切・空中姿勢・着地などに対する、技術不足 (3) 連続技（組み立て）の構成に無理があり、段階を踏んでいない (4) 器械・器具等の手入れ不足と管理がよくない (5) マットの敷方およびその管理 (6) 自己能力以上への挑戦 (7) 演技中の事故防衛能力の欠如 (8) 補助具を使用しない (9) 補助員の補助方法の欠如 (10) その他
	(1) 準備運動不足での練習

野球・ソフトボール	<ul style="list-style-type: none"> (2) 捕球の不正確 (3) 後走しての捕球・ジャンプしての捕球 (4) 捕手同士・走者と捕手の衝突 (5) バッターの近くにいる (6) 盗塁等の滑り込み (7) 走者へのタッチ (8) 状況（時間・場所・天候等）無視でのノック等の練習 (9) その他
バスケットボール	<ul style="list-style-type: none"> (1) 準備運動不足での練習 (2) 捕球の不正確 (3) ジャンプ捕球での転倒 (4) 急なジャンプ (5) 急停止 (6) 相手プレーヤーとの衝突 (7) 障害物との衝突 (8) その他
ラグビー	<ul style="list-style-type: none"> (1) 準備運動不足での練習 (2) スクラムの組み方、潰し方の失敗 (3) タックルのタイミング・目標・方向・方法がよくない (4) パス・キャッチの方法がよくない (5) ボール・服装・施設（グラウンド）・設備（ゴール）等の不備 (6) その他
バレーボール	<ul style="list-style-type: none"> (1) 捕球の際、味方同士の衝突 (2) 捕球での技術不足 (3) 捕球での転倒 (4) スパイクおよびタッチでの急激なジャンプ (5) 障害物との衝突 (6) その他

9. 事例にみる安全配慮義務と債務不履行責任の検討

1) 「修猷館高校ラグビー部員練習試合負傷事件」（福岡地裁 S,62,10,23）

判決（控訴）福岡高裁 H,1,2,27 判決（上告）判時 1320 号 p104）

昭和 48 年 7 月 26 日、高校ラグビー部の夏季合宿で、3 日目に突然、全国でも強力な社会人チームとの練習試合を行うことになり、フッカーをしていた同校生徒がスクラムに失敗して首の骨を折り（第 4、5 頸椎脱臼骨折、頸髄損傷）重傷を負い、首から下の知覚と運動機能が麻痺し、日常生活全般にわたって介助を必要とする状態となった。

このことについて福岡県に対し、10 年目にして被害者から 1 億 5,635 万円余の損害賠償が請求された。

第 1 審の判決では、体格、体力、技能とも格段に勝っている社会人チームとの対戦において、技術、体力、実践経験の少ない部員をフッカーとして起用したことによる過失を認め、債務不履行に基づき 1 億 3,346 万円余の支払いを命じたが、第 2 審の判決では、顧問の過失は認めたものの、被害者自身にもフッカーとしては左右プロップとバインドを密にして、相手に立ち向かうと言う基本動作をとるべきであるのに、この動作を怠ったとして被害者の過失を認め 3 割の過失相殺をし、さらに日本学校安全会（現在の呼称「日本体育・学校健康センター」）等からの給付金 1,971 万円余を差し引き、同じく債務不履行に基づき 7,943 万円余の支払いを命じた。

(1) 被害者の訴訟提起と判決主旨

本判決は、当時としては 1 億 3,346 万円余という高額の賠償を学校事故訴訟で認めた点で、マスコミの関心を引いた事件であるが、それ以上に話題となつたのは公立学校における債務不履行に基づく安全配慮義務違反による損害賠償請求が認められた判決であったからである。

それまでは国公立学校における教育活動による事故は、国家賠償法第 1 条にいう「公権力の行使」に該当することは通説判例となっており、一般的には不法行為に基づく損害賠償請求のみがなされているだけであった。

判決の主旨は次の通りである。

- ① 「本件事故は単なる偶発的なものでなく、体力技能において格段に勝っている社会人チームとのゲームにフッカーとして起用されて心理的に激しく動搖しながらスクラムを組もうとしたために生じたものであると認めるのが相当である。」
- ② 「原告は、福岡県の責任原因として債務不履行としての安全配慮義務違反を主張し、この義務の発生根拠として第一に被害者と福岡県との間の在学契約を掲げている。しかし、県立高校における生徒の在学関係は、私立高校におけるように契約によって生じるものではなく、行政主体である県の行政処分

(入学許可)により生ずる公法上の法律関係であると解するのが相当であるから、原告の主張は採用し得ない。」

③「しかしながら、県立高校においても県は高校を設置し、これに生徒を入学せしめることにより教育法規に従い生徒に対し施設等を供与し、教諭をして所定の教育を施す義務を負い、他方生徒（ないしは保護者）は県に対し授業料を払い同校において教育を受けるという関係にあるのであるから、両者は特別な社会的接触の関係に入ったというべきであり、高校の設置者である県はこの関係に基づき信義則上、学校教育の場において当該生徒に対しその生命、身体、健康についての安全配慮義務を負うと解すべきである。」としている。

被害者が債務不履行として訴訟提起したその理由は、訴訟提起をためらっているうちに国家賠償請求権が時効消滅（民法 724 条）してしまったことに原因はあるようである。（一般不法行為の場合、事故が発生してから 3 年経過すると時効消滅が成立する。債務不履行の消滅期間は 10 年である。）

(2) 債務不履行訴訟提起に伴う教育への影響

公立学校におけるこれまでの体育・スポーツ事故は、一般不法行為として国家賠償法第 1 条が適用されてきた。このことは前述の通り「公権力の行使」が認められているからであるが、損害賠償請求債権の一般不法行為と債務不履行の時効消滅期間の違いは学校側にとって特に重要な意味を持つものであり、場合によっては教育計画に直接あるいは間接的に悪影響を及ぶ恐れも出てくると思われる。

なぜなら一般不法行為における時効消滅期間が 3 年ということは、少なくとも児童・生徒の在学期間に内に問題を処理する可能性は高く、仮に教育計画が多少つまづいたとしても、根底から支障をきたすことは解消できるものと思われるが、債務不履行による 10 年という期間は、児童・生徒の卒業後（在籍期間外）にも影響を及ぼすことになり、ここに問題が生ずる結果となるからである。このことは私立学校の場合、生徒と学校側には一種の契約関係にあると考えられているのに対し、国公立学校ではこの関係はないと考えられている結果からでもあるが、それ故に学校事故に対する一般的通例としては、国公立学校の場合には一般不法行為として国家賠償法が適用され、私立学校の場合には民法が適用されているのである。この理由としては、私立学校の場合どうしても私経済作用が含まれるのも原因の一つであろう。その意味からもこの判決は教育に携わる者にとっては重大な意味を持つものである。⁽⁷⁾

また、一般不法行為責任と債務不履行責任の立証責任は変わるため、（一般不法行為の立証責任は原告側＜加害者＞にあるが債務不履行の立証責任は被告側＜被害者＞にある。）指導者としてはかなりな負担となることが予想される。

2) 類似事例の紹介とその検討

過去において本事件と類似した事件としては、昭和46年9月12日、静岡県立沼津商業高校のラグビー部員が同県立沼津工業高校ラグビー部顧問教諭の勧めにより、両校の他のラグビー部員とともに社会人ラグビーチームに補充メンバーとして参加し、相手社会人チームと試合中スマザータックルをされ転倒し死亡した「沼津商業高等学校ラグビー部員練習試合中死亡事件」（静岡地裁沼津支部 S,53,3,1 判決（控訴）、東京高裁 S,54,1211 判決（上告）、最高裁 S,58,7,8 判決（破棄差戻）質疑応答集 p.2934）事件があるが、このとき沼津商業高校ラグビー顧問教諭は当日所用があり、この球技場には来ていなかった。

第1審の判決では、学校側の部活動中に生じたものではなく、学校側が予想さえしなかった校外における部員の自発的練習試合に生じたものであって、学校の教育活動及びこれと密接不離の関係にある生活関係において生じた事故ということはできないとし、沼津工業高校側の責任を負うものではないとして死亡した両親の損害賠償請求を棄却した。しかし控訴審の判決では沼津工業高校ラグビー部顧問教諭に対し、公務員の公権力の行使という判断から、保護監督義務の存在と注意義務違反を認めこの請求を任用した。（但し4割の過失相殺）

この判決を不服として静岡県が上告していた上告審裁判では、本件の場合、沼津工業高校教員は他校の生徒に対してまで保護監督義務は負わないとして、その過失を否定し、控訴審判決を取り消したものである。

この事件は、教師が生徒の保護監督義務に対する範囲が学校教育活動の中で、どこまで密接不離の関係にあるかということにおいて、学校側の安全配慮義務違反として争われた事件であるが、以上のように第1審から安全配慮義務違反が問題とされ争訴されたが、結局は最高裁で被害者が他校生であるということから「公権力の行使」には当たらないとして判決されたのである。

3) 私立学校での体育・スポーツ事例

昭和43年7月1日、日本大学付属山形高校1年の生徒が体操部の練習中、上級生に勧められ、つり輪からの2回転宙返りを試みて失敗し、床面のセーフティマット上に頭から落下して首の骨を骨折し、そのため神経が切断され首から下が麻痺状態となった。「日大山形高校体操部員つり輪転落事件」（山形地裁 S,52,3,30 判時 873 号 p83）事件で、同体操部顧問は病気入院のため、これに代わり中学時代体操の経験があるという理由で同部の副顧問に選任された同校教師が指導担当していたが、国体予選に出場するレギュラーグループの練習に気をとられこの事故を覚知していなかった。

傷害を負った生徒とその両親等から学校側が生徒の安全保持義務を懈怠したとして損害賠償を請求したが、裁判所は負傷した生徒にも過失があったとして7割の過失相殺を行った。

(1) 一般不法行為と債務不履行の検討

教育公務員が安全配慮義務違反及び過失により他人に損害を与えた場合には、国家賠償法第1条1項2項が適用され、私立学校の場合は民法415条（債務不履行）及び民法416条（損害賠償の範囲）を採用するため一般不法行為及び債務不履行として、民法709条・715条1項3項が適用される。内容的には個人が賠償責任を負うものの、結局は雇用者側である法人（学校法人）がその責任を負うことからも、国家賠償法1条1項と差程変わりはないが、問題は民法715条1項を雇用者である法人が個人追求しこれを拒否した場合には、事故に対する責任がすべて教師個人に負担がかかり、賠償責任を背負うかたちになるので大変なことになる。⁽⁸⁾ なぜなら、国家賠償法第1条2項は、故意または重大な過失があった場合にのみ求償権が生ずるが、民法715条3項は法人の都合で、どの様な場合でもこの求償権を行使できると解せるからである。

同じ公教育を行う私立学校においても、教育理念及びその内容等の中で国公立学校とどれだけの違いがあるであろうか。また、教育実践活動においても差程変わりがあるとも思えず、その活動においても常に児童・生徒達に対する安全には特段の配慮がなされているはずである。

求償権の乱用は国公立学校を含め、教育の萎縮を意味するものと思われる。その意味からもこれからも発生するであろう体育・スポーツ事故の損害賠償判決には、指導者達はこれを謙虚に受け止め、これからの指導を考えて行かねばならないであろう。

10. 正課授業中の事故

1) 「加古川北高校プール逆飛び込み頸髄損傷事件」（神戸地裁 H.5.2.19 判決 （控訴）質疑応答集 p295・4）

昭和62年6月24日、兵庫県立加古川北高等学校プールでの体育の授業で、「逆飛び込み」⁽⁹⁾ の練習を行ったが、同校1年男子生徒の一人が、腹打ちを避けるため、頭から入水しようと考え、意識的にスタート台を強く蹴って高く跳び、腰部を屈折したまま頭から入水し、プール底に頭を激突させ、第四、第五頸椎圧迫骨折、頸髄損傷の傷害を受け、常時介護者を必要とするようになってしまった事件で、担当教師に、危険な逆飛び込みを行う生徒には、個別的指導あるいは練習を一時中断させ、基本動作を徹底させねばならぬのにこれを怠ったとして担当教師の過失を認めたが、被害生徒にも逆飛び込みの指導を受け、知識経験を持っている高校生は自ら適切な逆飛び込みを行う注意を欠いたとして2割の過失相殺をし、1億2002万円余の支払いを命じた。

また類似事件としては、慣れや過信が原因となって逆飛び込みでプール底に頭を激突させ重傷を負った「稲葉高校プール生徒逆飛び込み負傷事件」（福岡

地裁 S,63,12,27 質疑応答集 p290) 事件は、通りいっぺんの説明をしただけで、模範演技をするなど事故防止の具体的指示を怠ったとして、担当教師の過失を認めたが、被害者自身にも高校1年生としては十分に事理弁識能力を備えており、入水角度が深すぎないよう、正しい飛び込みに留意すべき注意義務があったとして、損害賠償額2億円の請求に対し6割の過失相殺をした。

被害者は中学校より泳ぎが上手であったが、逆飛び込みに難があり中学校時も入水角度が深すぎ危うく事故を免れたり、本事件が起こる2週間前にも旅行先の温水プールで同様の入水で脳震盪を起こしている。

(1) 担当教師の過失と被害生徒の過失について

授業としての水泳は小学校・中学校・高校を通じ、重要な科目の一つであるが、死に至る事故も多く、特に「逆飛び込み」はプール底に頭部を激突させるなど危険性は高い。このことにより、安全指導のためプールでの飛び込み台を撤去した地方自治体もあるくらいであり、指導教師としては、個々の泳力、飛び込み能力等に大きな格差があることに留意すべきである。能力の低い児童・生徒に照準を合わせた個別的な指導を行うことは、水泳指導にあたっての基本動作を徹底させ、段階的練習をすることであり、逆飛び込みによる事故を未然に防止しなければならないことは当然のことである。しかし本件被害生徒にも、中学校から逆飛び込みの指導を受けており、高校でも逆飛び込みの指導を受け、知識・経験を持っている訳であるから、自ら適切な逆飛び込みを行うように留意すべき義務があったと言えよう。

2) 「湯河原町立湯河原小学校サッカーボール負傷事件」

(横浜地裁小田原支部 S,57,3,29 (上告)

東京高裁 S,58,12,12 (上告) 最高裁 S,62,2,13 質疑応答集 p.2717)

昭和52年2月3日、6年生の児童が、体育の授業でサッカーの試合に出てボールを眼に受け負傷した。当時はたいしたことがないと考えた担当教員は、このことを児童の保護者に連絡をとつておらず、本人も好きなサッカーを止めさせられることを心配し、このことを両親に話さなかった。しかし、1年以上たって本人が中学生になり、全校生徒の健康診断の際、医師の診断によって発見され、気付いたときにはすでに手遅れであり、外傷性網膜剥離で右眼を失明してしまった。

このことについて裁判所は、事故報告を両親に連絡しなかった担当教員に過失があったとしたが、その過失と被害との間に因果関係は認められないとして損害賠償の請求を棄却した。

(1) 試合と事故発生との因果関係

サッカーは蹴動作を主体とするもので、足関節の捻挫をはじめ蹴ったボール

が顔面に当たり傷害を起こす事故は多く、試合ということになれば、一般的に競技者の特別なルール違反やラフプレーがない限り中断することはできない。従ってこの事故発生を未然に防止することは、担当教師としても非常に困難であったものと思われる。

授業として行うサッカーは、生徒の体力や能力によりルールや技能内容が選ばれ、「学習指導要領」に基づいた指導がなされなければならないが、小学校といえど高学年となると体力や技術習得等の個人差は大きく、基本的技術の修得・ルールの修得・危険プレーの回避等の徹底をはからねばならない。また、授業での試合は学習指導要領にもゲームができるよう定められているので、これを実施させたことは同教諭の過失とは言えないと考えられる。

(2) 担当教師の注意義務について

教師が児童・生徒に対する注意義務の範囲は、結果予見義務と結果回避義務の間に責任が生ずる。教師は事故直後、本人に保健室で診てもらうよう勧めたが、本人はこれを拒否し最後まで元気に試合を続け、その後も担当教師は何度も本人に右眼の安否を心配し確認したが、本人は右眼の異常を訴えることはなかった。このため担当教師は保護者に特段の連絡もしなかったのである。

しかし、この事件は実際には事故があった直後から右眼の異常を本人（被害者）は自覚していたのであるが、この負傷を両親が知ると好きなサッカーを止めさせられることを心配して、自然治癒を期待し担当教師に対しても両親に対しても被害の発生を隠し、その後卒業まで1日も休まず登校するなど平常通りの生活態度を装い、本人がこれを隠した通したところに問題の発端があり、両親も右眼の異常に気付かず発見が遅れたのである。

一般的に学校は学校管理下で起こった学校事故は被害児童・生徒の保護者に対し連絡・通知の義務がある。この義務が生ずるのはさらなる被害の発生・拡大を防止するからに他ならない。従ってこの事件も事故発生後、一応保護者に連絡すべきであったのであるが、はたして連絡したところで根本的な解決にならうか。本人が事故で被った身体的異常を隠し通す限り、何の解決にもならず傷病名から言っても本人が異常を訴えない限り、通常人ではその異常に気付くことは非常に困難なことである。

小学生とはいえども6年生となれば、自らの身体の異常は解るはずであり、本人の過失もかなりあるのではないだろうか。しかし、第1・2審の判決ではその過失と被害との因果関係はないしながらも、被害者救済という意味から担当教師の過失責任とした。しかし、最高裁では直接論じてはいないが、それでも担当教師の過失自体を否定している。従って教師は普段の指導の積み重ねがいかに重要であるか考え直さなければならない。

11. 部活動中の事故

1) 「宇都宮南高校野球部ハーフバッティング練習負傷事件」

(第1審 宇都宮地裁 H.4.12.1 (控訴))

第2審東京高裁 H.6.5.24 (確定) 質疑応答集 p3073-53)

昭和62年2月17日、高等学校野球部のハーフバッティング練習で、打球の直撃を受けた投手が頭蓋骨骨折、急性硬膜下血腫、脳挫傷などの重傷を負った。

裁判所は、正規の投手とホームベースの距離の約2/3程度の距離での練習は安全とは言えず、監督には危険な距離を指示して練習させたか、又は危険な練習に適切な指示を与えて練習を継続させた過失があるとした。なお、他の高校でも同様であるということは、監督の過失認定とはならないとして県に対し1億1645万円余の支払いを命じた。

(1) ハーフバッティングについて

ハーフバッティングはゲーム(実践)へのステップとして、欠かせない練習方法の一つである。12m前後の距離から投げられたハーフスピードの緩い投球を、打者は7~8割の力で反対方向へ打ち返す練習も一般的な方法の一つと言えよう。このことは同高校で行われていたハーフバッティングも、他の高校では一般的に行われており特殊な練習方法とは思えない。

しかし、第1審の判決は「そもそもハーフバッティング練習の定義自体がはっきりしない」と、力加減については個人差があるからジャストミートを心がける以上、球足の速い打球となることは十分ありうる。」「約12mの距離をおいた事故当時のハーフバッティング練習は、安全性を備えた練習方法とはいがたい。」としている。そして「事故当時の練習方法の危険性は、スポーツが常に内包する危険性を超えていたものと言わざるを得ない。」としている。

また第2審の判決では、ハーフバッティングそれ自体は効果的な打撃練習方法の一つとして認めてはいるものの「実施の時間帯や方法の如何によっては投手にとり危険性の高い練習方法である。」とし、「雪空の薄暮の時間帯になつてもこの練習をやめず、当時の状況に応じた格別の指導をすることなく練習を継続させたことは、この点において安全配慮に欠けるところがあった。」としている。

(2) 類似事件と顧問監督教諭の責任について

類似事件としては、監督兼部長である教諭が教材研究の用務のため練習に立ち会っていたにもかかわらず、硬式野球部員が自発的にグランドでバッティングの練習していたところ、打った打球が防護ネットの穴を通り、投手を直撃して右眼失明の重傷を負わせた「福生高校野球部員練習中負傷事件」(東京地裁 S.63.2.19 質疑応答集 p3073-5) 事件があるが、裁判所は相当に経験を積んでいる野球部員が行う、それほど危険とはいがたい野球練習に顧問監督

が立ち会っていなかったからといって過失とは言えない。として顧問監督の過失を否定し損害賠償請求を棄却している。

このことからするならば、宇都宮南高校の事故も自発的に野球部に入部し、日常的に野球練習をしている者としては自ら事故防止のための注意を払い、回避措置を講ずることが期待されなければならない。問題は天候と時間帯との関係で、顧問監督がこのことに留意し指示していたならば、本件事故発生は起らなかつたと思われる。

2) 「田名部高校漕艇部員溺死事件」

(青森地裁判 H.5.9.28 質疑応答集 p.1357)

平成2年7月19日、高校漕艇部員が水泳能力が低い（犬かき程度の泳力）にもかかわらず、マリンポーチを着装せず、シングルスカル艇の練習中にオールがクラッチから外れて艇が転覆し川の濁水に投げ出され溺死した。

このことについて顧問教師に過失があったとして、損害賠償が請求されたが、裁判所は顧問教師の過失は認めたものの、被害生徒にも過失があったとして5割の過失相殺をして1422万円余の支払いを命じた。

(1) 判決の主旨と漕艇の安全について

判決では、顧問教師の過失については、溺死した生徒に水泳能力を確実に身につけるように相応の配慮をしなかつたこと及び、普段の練習時にも徹底した救命具の着装をチェックさせず、安全に対する指導を徹底させなかつたことにあるとしている。しかし一方、溺死した漕艇部員にも自主的に泳力を身につけ、救命具を着装しクラッチピンを確実に締めなかつたことは部員自身の過失であるとして、5割の過失相殺をしたのである。

漕艇を行う者は、まず第一に泳力がなくては危険この上ない。スカール初心者は何度も転覆落水を経験しながら、少しずつバランス感覚を身につけて行くものであるが、本事件は転覆落水時に艇をつかまえるだけの泳力がなかつたことに対する原因がある。第二に艇に装着した救命具を身に付け水中の安全を確保する。この二つは水没したときの原則的行動規範である。

この他にも、漕艇者は地形や気象状況等による水域の理解やその操船技術、あるいは転覆落水時の対処法等、乗船前に守らねばならぬ基本的事項の訓練が必要である。

また、基本的訓練後も気象変化等による目的に対応した安全のための予測的判断力や行動力を養うことも重要である。昭和9年以降から平成3年まで国内漕艇事故が「ボート練習の安全対策、日本漕艇協会」に報告されている。

3) 「城西大学合氣道部員合宿練習死亡事件」

(浦和地裁川越支部判 S.55.12.12 判時 1019号 p111)

昭和57年7月23日、新入部員が夏季合宿6日目に四方投げで投げられとこ

ろに、他の組から投げられた者と衝突し死亡した。

このとき部長はこの合宿に参加しておらず、部長が参加するのは、せいぜい卒業生送別会、新年会、新入生歓迎会くらいなものであり、実質的な指導は合気会支部道場より派遣された外部の者であった。名目上部長となった教授は合気道に関する知識、技術ではなく、技術面のことは外部の者に任せれば良いということで就任したのである。

(1) 部活動顧問の選出について

「事故が起こったらどうするか」顧問教師にとっては悩みの種である。このため危険度の高いスポーツ（例格技・ラグビー・器械体操等）の引き受け者がいないという話を聞く。

顧問教師の任務については、昭和43年11月に文部省体育局長名の通達で、校長、運動部長などの運動クラブの責任者、種目別の各クラブ担当教師（顧問教師）による指導組織の確立とあわせ「種目別の各クラブの担当教師は直接指導に当たるように努めるとともに、関係教職員相互の協力体制を整えて、部員から必要に応じ報告を求めたり、隨時巡回したりするなどの適切な方法によりその活動状況をたがいに連絡しあうようにし、運動クラブの活動の実態を十分掌握すること」（S.43.11.8、文体体第23号、体育局長）とされており、この任務はその後、大筋において変わっていない。

年度はじめに各クラブ（運動部活動）に適切な顧問教師を配置することは、大規模校でも容易なことではない。児童・生徒の希望するクラブの設置も人材不足から見送るということもあり、それでも児童・生徒の要望が強ければ、ある程度の無理を承知で、顧問教師を引き受けてもらわなければならることもある。学生時代に同好会のメンバーだったということや、中学時代に体操部員だった（「日大山形高校体操部員吊輪転落事件」前述）ということで、名前だけとか、週に時折顔を出すだけとかの条件で顧問を押しつけられるケースや、一人でいくつものクラブ顧問を担当した者もかなり多いはずである。

近年のスポーツ技術の向上は目覚ましく、対外試合も多いことからもこのような場合、顧問教師の直接指導はむずかしく、技術面においての指導は同窓の先輩や社会人など外部の者に頼りがちとなる。しかし、外部の者は技術面においてはそれなりの伎倆を備えているが、残念ながら教育の専門家ではないため、部員の活動に対する教育的配慮が欠けるのはやむを得ない。顧問教師が直接指導がせず、活動の実態が掌握しかねるときに事故は発生しがちである。

判決では、外部指導者の過失には「相当習熟した大学生の練習中に発生したものである」また、名目上の部長にも「個々の事故防止を図る注意義務はない」とし、「不可抗力によるものであって誰にも過失はない」としたものであるが、この事件が小・中・高校生ならばまた違った判決となつたものと思われる。

12. 学校行事での事故

学校教育では、授業・部活動の他にも様々な行事がある。学校行事もその一つであり、中でも体育的行事は一般的に事故が多く、とくに校外で集団行動をとる学校行事は、大規模な事故を発生することがある。

1) 「橋北中学校水泳練習女子生徒集団溺死事件」（津地裁判 S.41.4.15

名古屋高裁判 S.36.1.24 判時 446 号 p23)

昭和 30 年 7 月 28 日、中学校で海岸における水泳訓練を実施したところ、女子生徒約 50~60 名が異常流に溺れ 36 名が溺死した事件は、民事事件と刑事事件の双方からの判決がなされ、引率教員等については、海底・海流の事前調査不備及び定められた水域からの生徒の逸脱防止に十分な配慮がなかったこと、教育委員会職員には濡の存在等について具体的に学校を指導しなかったこと、監視船を学校に備えつけなかったことを挙げ、双方の過失責任を認めた。

なお、刑事责任では校長・教頭・体育主任に対して、禁固 1 年ないし 1 年 6 ヶ月（執行猶予 3 年）の判決を下したが、控訴審では「本件水難事故は、一つに急激な水位の上昇と異常流の発達という不可抗力に起因するものであって、過失を認めるべき証拠が十分でない。」として原判決を取り消している。

また、この中学校では従来より学校行事の一つとして毎年夏季に水泳訓練を実施しており、この会場も同校が以前より使用していた場所であった。この場所は概して遠浅の海で、これまで格別の事故もなくこの地域では一般に好適の水泳場として親しまれていた所である。

(1) 学校及び教育委員会の民事責任について

地方教育委員会は一般行政組織から独立して行う教育行政機関である。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条 2 条）また、地方教育委員会の職務権限はこのことから、同第 49 条に明定されている。

従って教育委員会は同中学校の行う水泳訓練については、直接中止命令をする等の権限はないとしても、公立学校の行う特別教育活動としての水泳訓練は、生徒の生命の安全に関することからすれば、同校の自主的行事とは言え、これを放置してよい道理はなく、水泳訓練の計画を審査し実施状況の観察を行い、適切な指導助言を与え、且つ必要な予算措置を講ずるべき注意義務がある。

裁判でも、教育委員会の指導助言について「いたずらに抽象的に危険防止を力説するだけでは足りない。」としていることからも、特に児童・生徒に対しては具体例をあげて注意を促し、対策を示すようにしなくてはならなかった。

また、予算措置については文部省発行の水泳指導の手引きには、監視船を常備することの注意事項が記載されているにもかかわらず、教育委員会は浅瀬で行う水泳訓練だから溺死事件は起こる筈ないと安易に考え、同校からその予算請求がないままにこの予算措置を講じなかった。このことについて裁判では

「予算請求をしなかった学校当局よりも予算措置を全く講じなかつた教育委員会側に、その過失の責任は帰せられるべきである。」としている。

従つて、民事責任では「異常流も決して予見不可能なものではなく、計画を立てるに当たつて、十分な調査を行うなど適切な注意義務が尽くされておれば決して不可避な事故ではなかつた。」として学校側の過失を認め、また教育委員会にも「適切な指導と予算措置を欠いた点に過失があつた。」として、国家賠償法第1条を適用して損害賠償責任を認めたのである。

2) 「美作北小学校三星山遠足児童転落事件」

(岡山地裁判 H,4,5,26 (控訴) 質疑応答集 p4693-14)

昭和62年5月8日、小学校3年の春季遠足登山で本道を外れた児童の一人が崖から約15m転落し、上腕骨折、頭蓋骨折等の傷害を負い、左耳の聴力をほぼ全損した。

裁判所は、下山に際して明確、適切な指示を出さなかつたこと、児童が引率教員らに先行して下山することを阻止しなかつたことは引率教員の過失であるとしたが、一方、勝手に引率教員から離れ、本道から外れたことに気付きながら引き返さず転落したことは被害児童の過失であるとして3割の過失相殺をした。

(1) 学校行事としての登山計画について

我が国の山の特性は、安易な登山から困難な登山が可能であり、レクリエーションとしての登山とスポーツとしての登山の区別がつきにくく、登山人口に比例して事故も増加しているといわれている。⁽⁸⁾

本事件は、前日にも遠足に関し一般的な注意を行い、当日も登山前に①勝手な行動をしない。②危ない所へ行かない。③よく並んで歩く。等の注意を行い出発した。しかし、野外活動は校内の活動とは異なり開放的になりやすく、冒険的行動をとる児童も珍しくない。このことからも登山については慎重な計画のもとに決まりを守らせる等、指導しなければならない。

登山活動での危険は、天候急変・落石・雷・雪崩など自然発生の他、計画段階での山岳コース自体の設定、登山者の体力、登山技術に伴う危険などがある。まして学校行事として実施する登山は、一般的な冒険的、趣味的な登山とは異なる慎重な安全配慮義務が要求される。

「都立航空高専山岳部駒ヶ岳遭難事件（第一次訴訟第1審東京地裁 S,59,6,26 (控訴) ・第一次訴訟・第2審東京高裁 S,61,12,17 (上告) ・第一次訴訟第3審最高裁 H,2,3,23 ・第二次訴訟第1審東京地裁 S,63,3,24 (控訴) ・第二次訴訟第2審東京高裁 H,1,5,30 (上告) ・第二次訴訟・第3審最高裁 H,2,3,23 質疑応答集 p4363-4）」も、山岳部の春季学校行事として登山

したのであるが、天候が急変し下山することになったところ、その途中で沢筋に表層雪崩が発生し、一行はこの雪崩にまきこまれ生徒6名と卒業生1名の合計7名が即時圧死した事件であり、裁判所は、引率教員に過失があったことを認め、合計約3億5,589万円の支払いを命じている。

高専（高等専門学校）は中・高校と異なって在学期間も5年間と長く、部活動での経験も1～5年間の差がある。同じ学校行事を実施するにも全学年を網羅したカリキュラムから、下級学年を中心としたカリキュラム、上級生を中心としたカリキュラムまで幅広い立案が必要となり、その内容も十分な留意が必要となろう。のことから本事件は、どの学年のレベルに焦点を合わせた登山計画であったのか判例では述べていないが、1年生もこの合宿に参加していることからも多少無理な計画であったのではないかと思われる。

特に春山は天候がよく雪の状態も安定していれば、登山を愛好する者にとってはこの上ない総合的な登山を楽しめる時期であり、何の問題もなかったかも知れない。しかし春山は天候が悪化した時は厳冬期よりも、雪崩等によりかえって危険度は高いと言われている。このように表裏一体となる自然に対しては、指導者は特に慎重な計画がなされなければならない。⁽⁸⁾

上級生は数年間の経験からレベルの高いコースを選びがちであり、下級生はそれで訓練し積み重ねしながらレベルアップをして行くのであるが、経験不足から事故も起こしやすく、レベルが高くなればなるほどそれだけ危険度も高くなる。

臨海学校をはじめ登山やキャンプ等、野外で行う学習は慣れ親しみ、付近の状況をよく解った場所を選定することは重用なことであるが、自然は天候や時間帯により刻々と状況の変化が起こり危険が伴うことがある。従って、毎年実施している場所とはいえ安易に臨むことは厳に戒めることが必要であろう。

3) 「大濠高校体育祭棒倒し競技生徒負傷事件」

（福岡地裁小倉支部 H.4.4.21 （控訴）質疑応答集 p5557-7）

昭和59年9月16日、福岡大学付属大濠高校の体育祭の棒倒し競技で、攻撃側の選手の一人が、守備側の選手の一人の左腹部に片足を懸けて後方の棒を固めている守備陣の上に乗って行った。咄嗟のことで防戦行動ができず、その場に仰向けに倒れた選手が、そこがちょうど攻撃陣と守備陣が入り乱れていた場所であったために、敵味方の選手双方に何回も踏みつけられた。試合終了後、救護所で医師の診断を受け、救急車で病院に運ばれたが、結果的に脾臓摘出の手術を受けるに至った。

このことについて、債務不履行による安全保持義務に教師の過失があったとして5,501万円余の損害賠償の請求がされた。

(1) 教師の事前指導について

大勢の者が一斉に入り乱れ競技をすることは危険性が高く、些細な油断から観察を怠りこれが大きな事故に結びつくことがある。従って指導者は競技者に競技規則を守らせると共に、競技を行う態度など徹底した事前指導がなされなければならない。本件事件においても、事前指導として①予行演習のときに担当教諭は生徒達にルールの説明をし、特に殴る、蹴る等の暴力行為をしてはならない旨を厳しく注意をし罰則を告げていたこと。②各主審の教諭らにはそれぞれの棒の支持の仕方を教え、選手がルール違反をしないよう監視していたこと等によって、事前指導の注意義務は尽くしていたものと認められた。

(2) 生徒の計画策定における学校の対応

高等学校指導要領によれば、特別教育活動の指導計画の作成に当たっては、生徒の発達段階や特性を考慮し、教師の適切な指導の下に生徒自身による実践的な活動を助長すること。また、学校行事においては、個々の行事の特質に応じ、生徒の主体性を育成することを明確に掲げたものであって、計画内容についても高校生の体育祭競技の要領として妥当なものであったと認めることができる。」としている。

(3) 事後処置について

倒れた生徒が腹痛を訴えた時、直ちに審判担当の教師は救護所に連れて行き、校医に診察を受けさせ、しかる後に外科医に護送している。従って事故後の処置については教師等に過失はなかった。

以上のことから、学校行事での騎馬戦や棒倒し等は、普段から生徒に馴れ親しんでいる種目でもなく、年間を通して何度も行う種目でもないので、予測し難い危険な状態が発生することが予想される。従って、周到な計画と段階を踏まえた事前練習が必要であると言える。

13. 学校体育施設における事故事例

1) 「中川中学校テニス審判台転倒幼児死亡事件」

(仙台地裁 S.59, 9,18 質疑応答集 p5611)

昭和 56 年 8 月 14 日、学校開放の中学校の校庭で父親に連れられて来ていた幼児が、父親がテニスに熱中しているうちにテニスの審判台に登って遊んでいたところ、審判台が倒れ、その下敷きになった幼児（5 歳 10 ヶ月）が脳挫傷によって死亡した事件で、審判台の設置、管理に瑕疵があったとして両親から町（設置者）に対して損害賠償が請求されたが、裁判所は、審判台の設置、管理に瑕疵があったとしてこの請求を認めたが、他方で父親の監督にも過失があったとして 7 割の過失相殺をした。

(1) 審判台の瑕疵及び保護者の監督義務について

瑕疵とは、「營造物の設置、管理の瑕疵とは、当該營造物が通常有すべき安全性を欠く状態にあることをいう。」と定義づけている。

この事件について同中学校が把握しているものとしては「過去 20 年間、同審判台で人身事故が発生したことは一度もなく、この審判台が倒れたのは一度だけ生徒がふざけて倒しただけである。」、「本来の用途に従って使用される限り転倒の危険を有するものとは到底考えられないから、本件審判台の構造のみに着目すれば、その設置・管理に瑕疵があったとするることはできない。」と主張した。しかし「ここにいう通常有すべき安全性とは、その物が本来の用途に従って使用した場合の安全性にとどまらず、たとえ本来の用途と異なる方法で使用された場合であっても使用方法が設置・管理にとって通常予測しうるものであるときはこれに堪えうるような安全性を兼ね備えた状態を指す。」、「経験則に照らして容易に肯認しうるべき高い所に上がりたがる幼児的好奇心、冒険心に鑑みれば、幼児が遊ぶような場所にテニスの審判台が設置されている場合は、幼児がこれに上る等して遊ぶことも十分予測しうるところであるから、設置管理者としては、未然に防止すべく措置が採られていない限り、その審判台につき通常安全性があるとは認められない。」として設置管理者の瑕疵を認めた。

ところで、幼児は通常予測しえない行動をとることが多い。5歳の幼児であるならば、十分な判断能力や理事弁議能力があるわけではなく、好奇心旺盛で遊び盛りの年齢である。親権者は特に自らのこどもに十分な監視・監督をすべきであったろう。判決ではこのことにつき「同児が一人で審判台に上ろうとしているときにはこれに注意をあたえ、とりわけ、危険な降り方をしようとするときはこれを制止する措置を探るべきであった。」、「テニスに熱中していたため同児の行動につき監視・監督を怠ったものと認めるほかはなく、保護監督上の過失があったといわざるを得ない。」として7割の過失相殺をしたのである。

(2) 類似事件について

この事件に類似したものとして、昭和 54 年 10 月 16 日、学校のサッカーゴールで小学生約 8 名がネットにぶら下がって遊んでいたところ、これが前方に転倒し、この遊びを見ていた幼稚園児（2歳）が頭を強打され死亡した「岐阜朝鮮学園サッカーゴール転倒事件」（岐阜地裁 S,60,9,12（控訴）質疑応答集 p.6386）がある。

この学園は、岐阜県内に在住する朝鮮人の有志により、朝鮮人の地理、歴史等を学ばせることを主たる目的とし、学校教育法 83 条により設立された「各種学校」であるが、国や地方公共団体からの補助もなく、経営状態は苦しく、教

職員の数も不十分であった。両親からは死亡した園児の入園を何度も要請されてたが、年齢が低く預かるのは難しいと断っていた。しかし両親が夫婦で働いており、また姉三人もこの学園の初級学校及び幼稚園の年長組に入れてもらっていたため、例外的に入園を認められたものである。

転倒した原因是、2週間程前の学園運動会のとき、杭を抜いてサッカーゴールを移動し、運動会終了後これを元の位置に戻したが、杭を打たずにそのまま放置しておいたところに問題があった。

この事故について、死亡した園児の両親から学園に対し、2,452万円余の損害賠償が請求された。裁判所は「事故当時、通常講じられるべき転倒防止の措置が採られていなかった。」として同学園の瑕疵を認めているが、被害額については「被害学園の運営状況を熟視し、その人的・物的・設備が不十分であることを認識しつつ、同学園の民族意識に頼って規定年齢に達しない入園を好意的に受け入れてもらったのであるから、その姉にも危険な行為をしないよう、平素から十分注意しておくべきであった。」として親権者にも過失があったとして4割の過失相殺をし、1,347万円余の支払いを命じた。

またこの他にも、学校側の瑕疵によりグランドから突然、サッカーボールが高さ5.8mの金網の塀を越え、たまたまヘルメット不使用で原動機付き自転車（通称バイク）を運転していた通行人の頭部に当たり負傷させた事件で、裁判所は「運転者がヘルメットを被らねばならぬ一般的注意義務は認められない。」として、設置者である学校法人に対し51万円余の支払いを命じた「明星中学校サッカーボール事件」（大阪地裁判 S,48,1,17 判時 706号 p45）も類似事件として挙げられよう。

従って、野球、ソフトボール、ラグビー等の球技関係スポーツは設置管理者側としてはネットを高くする等、ボールが校外に出ないよう十分に配慮する必要があることを示す事例である。

2) 「中妻小学校プール幼児溺死事件」（盛岡地裁 S,53,12,21 （控訴）仙台高裁 S,55,9,9（上告）最高裁判 S,56,7,16 判時 第1016号 p.59）

昭和50年8月31日（日曜日）、釜石市立中妻小学校のプールに近所の公園で遊んでいた幼児（3歳7月）がフェンスを乗り越え転落して溺死した。

このプールは高さ1.65m～1.85mのフェンスで囲まれていたが、出入口の付近は約2mにわたって完全に有刺鉄線が無くなってしまっており、幼児でも容易にこれを乗り越えてプールサイドに入り込める状態になっていたものであり、裁判所は瑕疵と認定したが、プール近くで遊んでいる幼児を放置しておいた両親にも過失があるとして、1741万円余の損害賠償請求に対し、約6割の過失相殺をした。

(1) プール施設管理の瑕疵について

第1審での判決は、「国家賠償法2条1項で要求されている公の營造物の安全性とは、通常の用途等に照らし通常予想される範囲の危険を防止するに足りると認められる程度の防止設備を備えていれば足りる。」、「こどもがフェンスをよじ登って中に入る例が他にも全くないわけではないが、そうざらにあるとは思えず、通常予想されないようなことがたまにあったとしても、それを防止しえないことをもって直ちに通常備えるべき安全性に欠けるところがあったと言うことはできない。」としてこの請求を棄却したが、第2審では「有刺鉄線の一部は破損していたのであり、フェンスの金網は一辺の長さ約5cmの菱形をなしていて、幼児でもこれを手がかり足がかりとしてよじ登れば容易に乗り越えられる構造であった。」とし、「予測を越えた行動であったとする事はできない。」として設置管理者の瑕疵を認めた。しかし、被害者側にも「監護上多大の注意義務懈怠があった。」として過失を認めている。

最高裁では、「プールの危険性について十分の思慮分別を有しない幼児にとって、一応独力では乗り越え難い障壁と認められる程度のものであることを必要とし、かつ、その程度のものをもって足りるというべきであり、それ以上の設備を要求することはプール設置管理者に対して酷というべきである。」との反対意見もあったが、結局第2審の判決を支持し、「本件プールには營造物として通常有すべき安全性に欠けるものがあった。」としている。

瑕疵による体育・スポーツ事故は現時点においては唯一の無過失責任と言えよう。従って指導者は体育・スポーツ活動を実施する前に、スポーツ器具などの点検等が必要となろう。

なお、設置管理者の瑕疵とした「プール幼児溺死事件」としては、この他にも「霧ヶ丘小学校プール幼児溺死事件」（福岡地裁小倉支部判 S,47,3,30 質疑応答集 p112）、「花西小学校プール幼児溺死事件」（神戸地裁尼崎支部判 S,48,7,30 判時 737 号 p76）「寝屋川西小学校幼児溺死事件」（大阪地裁判 S,52,6,27 質疑応答集 p127）がある。

14. 体罰・暴行による事故

1) 「中津商業高校陸上競技部員自殺事件」

（岐阜地裁 H,5,9,6 質疑応答集 p6775-31）

昭和60年3月23日、同校2年の女子生徒が自室で首をつって自殺した。この生徒は高校2年生としては全国3位でレベルの高い槍投げの優秀な選手であり、昭和59年には国体にも出場した生徒であった。

顧問教師もこの生徒には期待が大きく特別厳しく指導していたが、激情に走りやすく平手打ちや竹の棒で叩くなどの有形力の行使に出ることも多かった。

また、フォームが決まらないと「ブス」「心の中が腐っている」「猿の物まねしかできない」などと侮辱的なことば使いや、練習を怠ったことに腹を立て正座している生徒の太ももを足で蹴ったこともあった。自殺の前日も学期末試験の成績が悪いことを理由に、大声で怒鳴りつけ、練習に参加させず、生徒が懇願しても認めず、「お前の顔など見たくない。」と言った。生徒は帰宅してからもひどく落ち込み、夕食もとらずに自室に引きこもったが、翌日午前3時頃首をつって自殺したのである。

この事件について、顧問教師に違法行為があったとして、県に対して5000万円の損害賠償が請求されたが、裁判所は顧問教師の違法行為と自殺には相当因果関係がないとしたが、違法な体罰などについては300万円の慰謝料の支払いを命じた。

(1) 高校における部活動の位置づけ

学校教育法施行規則57条は「高等学校の教育課程は別表第3に定める各教科に属する科目及び特別活動によって編成するものとする。」と定め、同施行規則57条の2において「高等学校の教育課程については、この章に定めるものほか、教育課程の基準として、文部大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。」とし、高等学校の教育課程の範囲は、別表第3に定める各教科に属する科目、特別活動及び学習指導要領によることが定められている。

中等教育発足以来、今日に至るまで常に部活動は正規の教育課程の枠外に置かれていたにもかかわらず、存続発展してきた理由は教育的な意義が高く評価されていたからに他ならない。この教育的な意義とは、同じ共通の目的を持った同好の生徒が自発的に集まり、教師、先輩、後輩等の密接な人間関係を築く中で、共通の目標を追求するため、厳しい体験を通して互いに努力や協力をし人間形成を期待するからである。

また、これまでの文部省告示による学習指導要領でのクラブ活動は、特別活動として明確に規定されおり、教育課程の基準の中に位置付けられ、時間割の中に組み込まれているものの、部活動は明確に規定されておらず、一般的には放課後に主として希望する生徒だけが活動するようになっている。

しかし、部活動において学年やホームルームの所属を離れ、同じ興味や関心のある生徒が集団を組織し活動することは、基本的性格や指導原理はクラブ活動のそれと全く同じである。そこで、文部省では昭和53年8月の告示による学習指導要領で「学校においては、特別活動との関連を十分考慮して文化部や運動部などの活動が活発に実施されるようにするものとすること。」と示した。この規定を受け、昭和57年当時より全国のかなりの学校が部活動への全員参加を奨励し、クラブ活動と部活動の1本化を図るケースが多くなってきた。

そこで平成元年3月の文部省告示による新学習指導要領では「なお、部活動

に参加する生徒については、当該部活動の参加によりクラブ活動をした場合と同様に成果があると認められるときは、部活動への参加をもって、クラブ活動履修の1部、又は全部の履修に替えることができる。」と規定し、学校教育活動としての部活動の位置づけをより鮮明に打ち出すようになった。しかし、それでも部活動はクラブ活動とは異なり特別活動そのものではなく、教育活動の基準中に位置してはいない。このことからも部活動は現状でも学校管理下で行われる特別教育活動と言えよう。

(2) 部活動と顧問教師の懲戒行為について

運動部活動の顧問は一般的に個々のスポーツ種目における専門家が多く、ある主の強い信念の持ち主が多い。この顧問教師も、過去には自ら高校時代に投てきの選手として厳しい練習に耐え、全国大会及び国体等で優勝しその後も選手として陸上競技を続け、練習方法、生活態度及び指導方法にも特別な信念を持っており、その信念に基づいて生徒の指導に大いに熱心であった。

同県では顧問教師の生徒への違法性に関し、部活動は高校の必須科目ではなく同好会組織であることを前提として、教える側と教えを受ける側との間に、鍛成の中で生ずる多少のしごきや体罰近似の指導を事前に包括的に甘受するという默示の相互了解があり、そのような指導から生ずる危険を生徒は事前に引き受け承諾しているから、叱責あるいは有形力の行使があったとしても違法性は阻却されると主張した。しかし、部活動が学校管理下で行われる教育活動の一環とするならば、教師の懲戒行為について学校教育法11条が適用される。判決でもこのことについて「部活動で行われる「体罰」ないし正当な懲戒権の範囲を逸脱した行為は違法というべきである。」としている。

ところで、この顧問教師の言動は本件高校では公知の事実であり、生徒が自殺する10日前の3月12日の職員会議でも問題となり「生徒にとって、威圧、体罰と受け止められるようなことは絶対やめるべき」「異常な学校という印象をもった」「本件高校から暴力を追放する、体罰とか一切、手を出さないことをこの場できちんと意思統一すべき」という発言が飛び出すような状況であった。仮にもっと早くこの事実を知り、学校一丸となって取り組めば本件のような悲劇的事件は起こらなかつたかも知れない。

なお、同顧問教師の違法な言動と生徒の自殺との因果関係については、「教師の体罰ないし懲戒によって生徒が自殺するということは極めて特異な出来事」「自殺という行為は最終的には本人の意思決定によるものであり、自殺を決行するに至るかを第3者が認識することは極めて困難」「自殺前日の同顧問の説教が、同女の心理に決定的な影響を与え、その結果自殺を決行する可能性があることを予見することはおよそ不可能」とし、「違法な言動と自殺との間には因果関係は存在しない」と判決している。

2) 「水戸第5中学校教師暴行生徒死亡事件」（東京高裁 S.56.4.1（刑事）

水戸地裁判 S.57.12.15（民事）判時第1007号 p.133）

昭和51年5月12日、水戸市立第5中学校では生徒全員に体力診断テストを実施した。その際、ふざけた生徒の頭を教師が手で数回かるく叩いた。その約1週間後にその生徒は脳内出血で死亡した。

死亡した生徒は、暴行を受けた後も体力診断テストの体前屈測定の係として従事し、また他の測定係の生徒からも身体の具合を訪ねられたとき、身体の不調を訴える举动はなく、翌日も元気に他の運動能力テストを受け、14日は持久走（1500m）を行い、16日はバレーボールの試合にも参加したが、同月18日に学校から帰宅後、発疹が現れ翌日学校を休んだものの、その夜から激しい頭痛と吐き気を訴えるようになり、20日に病院で診察した結果、風疹脳炎に罹患していると診断され入院したが、全身性痙攣を起こしやがて脳内出血により死亡したものである。

民事裁判では、教師の暴行と生徒の脳内出血とは因果関係が認められないとしてこの請求を棄却したが、刑事裁判の第1審では、数回殴打した教師を有罪とした。しかし、第2審では学校教育法11条で許された範囲の懲戒権の行使であるとして無罪とした。

(1) 民事事件における暴行と生徒死亡の因果関係について

一般不法行為の責任は、違法性により権利が侵害され損害が発生しなければ損害賠償の責任は発生しないことからも、教師の暴行と生徒の死亡との間に因果関係が成立しなければならない。

判決では、このことについて「死亡する2日前までは、学業及び家庭生活に格別支障が生ずるような体調の崩れが認められなかった。」「本件暴行によって、その死因である脳内出血が生じたとは到底推認することはできない」としている。また暴行と死亡との因果関係については「一時頭痛を訴えたということについても、当時罹患していた風疹によるものと考えられないこともない。」「脳内出血の原因は、本件暴行以外による病態からの説明も可能であることも併せ考えれば、暴行と死亡との間の因果関係の点については、到底これを認めると足りる確証はない。」として無罪の判決をした。

(2) 教師の懲戒権行使の限界と刑事責任

一般に「体罰」とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味すると解されている。（S.23.12.22 調査二発一八号—法務省調査意見長官から国家地方警察本部長官・文部省学校教育局長等あて「児童懲戒権の限界について」参照）また、法務省が翌年8月2日に発表した「生徒に対する体罰に関する教師の心得」でも体罰に対する見解を述べている。

本件刑事责任の争点は、教師の懲戒権の行使がどの程度まで許容されるのか

問題となった事件である。学校教育法 11 条は、教育上必要があれば教師は生徒に対し、懲戒権を行使することが認められているが、体罰は禁止されている。たしかに懲戒を加える方法としては口頭による説論、訓戒、叱責が最も一般的で、適当な方法であることはいうまでもない。しかし、教育作用をして本来の機能と効果を教育の場で十分發揮させるには、この懲戒方法で十分なのであるか。

本事件の第 1 審では教師の暴行を認め有罪としている。しかし、第 2 審では学校教育法は体罰を禁止してはいるが、同時に教育上必要なときは教師が生徒に懲戒を加えることを認めている。このことは教師の最小限度の力の行使を認容することであり、判決でも「教師が生徒に警告、叱責する際、単なるスキンシップというよりやや強度の力を行使することは、教師の教育的熱愛などを生徒に知らせ、教育上効果があることはあきらかである。」「本来、口頭による叱責が適切であり、力の行使は望ましくないが、口頭によると同一視できるほどの力の行使も許されないとすれば、教育をいたずらに硬直化し、血の通わない形式的なものにしてしまう」としたうえ「本件の行為は比較的軽微で、教師としての正当な行為」であると認定し、第 1 審の有罪判決を破棄して無罪を言い渡したのである。

教師の体罰による類似事件としては、この他にも、昭和 52 年 2 月 16 日、剣道の体育授業中に、不作法のあった生徒に腹をたてた担当教師が、この生徒をいきなり竹刀で殴りつけ、竹刀の先で胸や首を突くという暴行を加えた「高知県立高知東高校剣道授業体罰事件」(高知地裁判 S,63,6,28 質疑応答集 p.6775-22) や、昭和 59 年 10 月 10 日、バレーボールの新人戦に参加していた中学生が、試合の直後、同校顧問教師が出場選手全員に活を入れるために生徒の頬を平手で叩いたところ、生徒の一人が殴られたはずみでよろけてコンクリート角柱の壁に頭をぶつけ、頭部打撲、頸椎捻挫の障害を受けた「宮原中学校バレー ボール部顧問体罰事件」(浦和地裁判 H,5,11,24 質疑応答集 p6775-5) 等があるが、裁判所はいずれも教育的配慮があったとは認められず学校教育法が禁止している体罰に当たるとしている。

現在のように複雑化された構造社会の中で、児童・生徒の刑事犯罪は日々粗暴化し増加傾向を示していると言われる中で、教育の立場はますます難しくなってきてている。このことから教師の懲戒権一つにしても、どこまで行使できるのか大きな問題であり、これから社会問題として取り上げて行かねばなるまい。

(注1)

一般的に学校をめぐって発生する事故を「学校事故」と呼んでいるが、法令上の用語ではなく、その範囲についても明らかではない。従って人によりその用法も解釈もまちまちである。広義的には学校をめぐって発生する火災、盗難等を含め各種の事故の総称を指すが、狭義的には「学校における教育活動およびこれと密接な関係にともなって発生した児童・生徒の負傷、疾病、廃疾、死亡」を指すというのがおおかたの理解であるとされている。日本体育・学校健康センターも、校内外を問わず学校管理下における児童・生徒等の事故を「学校事故」とする考え方を基本としている。(諫訪伸夫「筑波大学体育科学系紀要」第14巻, p.61, 1991.、下村哲夫「学校事故の法律常識」第一法規, p.4, 1978.、俵正市他「学校事故の法律相談」学陽書房, p.1, 1968.、木宮高彦・板東司朗・羽成守「学校事故の法律相談」学陽書房 p.16, 1981.) なお、ここでいう「学校事故」とは、学校管理下における体育・スポーツ活動による事故とする。

(注2)

事例は、判例時報（以下「判時」と表現する。）及び体育・スポーツ事故責任、安全対策質疑応答集、ぎょうせい（以下「質疑応答集」とする。）

(注3)

①「生存権」（憲法第25条）「勤労権」（憲法第27条）「幸福追求権」（憲法第13条）などを根柢として「事故が発生しないような安全な場で教育を受ける権利または教育する権利」が保障されている。

② 教育基本法前文は「日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」とあり、同教育基本法第6・10条・学校教育法第5条の精神の観念から、児童・生徒等は「事故が発生しないような安全な場所で、教育を受ける権利がある」としている。一方学校側はこの権利を侵害しないよう安全管理義務を負う。しかし、教師らの生徒に対する保護監督義務は、いかなる場合にもあるというものではなく、学校における教育活動及びこれと密接不離の関係にある生活関係に限られているとしている。従ってそれ以外のところで生じた事故は含まれない。

(注4)

教育公務員が生徒達に対して行使する「公権力の行使」については、以下の三つの説に分類している。

① 国家賠償法第1条の「公権力の行使」というのは、国家統治権に基づく優越的な意思の発動たる作用に属する公務員の行為を意味するから、国公立学校的教育活動は国家賠償法第1条の「公権力の行使」に当たらないとする説（狭義説）。

② 国家教育觀から脱却して、教育を被教育者の自発性を尊重しながら、社会生活自体のもつ教育機能を活用して行われる社会的作用とする限りにおいては、民法 709 条を適用することが望ましいとする説（中間説）。

③ 国公立学校の学校教育は、純然たる私經濟作用を除き国家賠償法第 1 条にいう「公権力の行使」に当たるとする説（広義説）。

国家賠償法は昭和 22 年に制定施行されたが、過去学校での教育活動上においての事故は、学校教育は非権力作用であるとされ、同法第 1 条にいう「公権力の行使」に当たらないとされ、法的根拠を民法に求めるいわゆる狭義説が指示されていた。その後、学校内の製図の授業中に定規を貸借していた際にその破片が仲間の眼に刺さり、失明した教育活動中の事故が「公権力の行使」に当たると解釈された。いわゆる「定規破片負傷事件」（宇都宮地裁昭和 38 年 1 月 12 日判決下民集 14 卷 13 号 p1）を契機として、体育・スポーツ事故においても、これに準ずる判決が多様示されるようになり現在に至ってきたものと思われる。この三つの分類説の中での現状では、教育公務員においては広義説が判例上ほぼ定着した感があると言われている。

（注 5）

罪刑法定主義では、「法律なければ犯罪なく、法律なければ刑罰なし（Nullum crimen sine lege, nulla poena sine lege）」という格諺で表現されている。なお、日本国憲法第 31 条・同法第 39 条前段はこの趣旨を規定する。

（注 6）

未必の故意と認識のある過失の区別は、どの立場によろうと故意と過失の中に介在する領域は残る。故意は原則的に処罰し、過失は例外的に処罰するにすぎないが、結果発生が不発生の可能性より大であることなどを認識して決意する以上、当然認容があったとされうるし、逆に発生の可能性が稀であること認識しても、認容したということにはならない。

（注 7）

日本体育・学校健康センター「学校管理下の災害」第 9 集(1981)～第 11 集(1988)及び「学校管理下の死亡・障害」（平成 6 年版）を参照。

（注 8）

脛骨結節（脛骨上端突起部）の破裂で、圧迫または伸展によって痛みを増す。発育期（13～17 歳）の者で、大腿四頭筋を強く持続的にまたは急激に働かすような運動するものに見られる。器械体操・サッカー・短距離走・野球・バスケットボール・バレー・テニス等が多い。

（注 9）

中学校指導書保健体育編では、「逆飛び込み」の名称については、頭から垂直に飛び込むというイメージを与えるおそれもあることから「スタート」に改

め、その指導に当たっては、水中から壁を蹴って行う方法から始めるなど段階的に取り扱うことが大切であると示されている。

< 引用・参考文献 >

- (1) 木宮高彦・板東司郎・羽成守「学校事故の法律相談」学陽書房, p.32~33, p.118, 1981.
- (2) 深谷翼「体育法学」, フォトにっぽん社, p.6~10, 1972.
- (3) 谷口知平 監修「法律用語の基礎知識」有斐閣, p.367, 1974.
- (4) 文部省体育課判例研究会編「体育・スポーツ事故と裁判」, p.5, 1973.
- (5) 小松日出男著「運動障害とその処置」, 杏林書店, p.17, 1967.
- (6) 諸訪伸夫「学校の体育・スポーツ事故における安全配慮義務に関する考察」筑波大学体育科学系紀要, vol.14, p.55, 1991.
- (7) 諸訪伸夫「私法と裁判」教育開発研究所, p.291, 325, 1983.
- (8) 早川芳太郎・西田泰介・野沢要助・石井紳三編「体育・スポーツの事故と対策」第一法規, p.16~24, 1974.